



資料 1

東久留米市地域福祉計画（第 4 次改定）

〔東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画〕

（素案）



令和 6 年 11 月

東久留米市

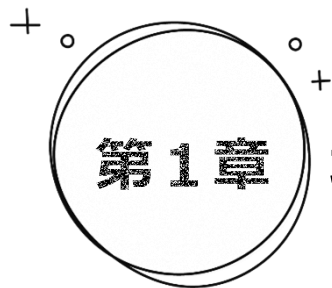
(表紙裏 白紙)

目 次

第1章 地域福祉計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	3
2 地域福祉の動向(国、都、市の動き)	5
3 計画の位置づけ	9
4 計画の期間	11
5 市民意識調査、関係団体調査の実施	12
6 SDGs(持続可能な開発目標)の推進	13
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	15
1 人口等の動向	17
2 地域活動団体、相談窓口の状況	20
3 地域福祉のテーマ	22
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	37
2 基本目標と施策体系	38
3 地域福祉を推進する3つの層の考え方	40
4 重点取組	42
第4章 施策展開	47
基本目標1 世代も分野も超える。誰もがつながる地域づくり	48
基本目標2 とともに支え合う。地域課題や困りごとの発見・相談・支援の仕組みの充実	51
基本目標3 誰もが主役になる。多様性の尊重と権利擁護の推進	53
基本目標4 社会の基盤をつくる。安心して暮らし続けられる地域づくり	56
第5章 計画の推進方策	59
1 協働を基盤とする計画の推進	60
2 計画の進行管理	61
3 進捗状況を測る指標	62
参考資料	63
1 第3次計画の振り返り	64
2 統計データ	68

表記について （※最終案で統一）

- 平成 31 年（度）は、便宜上、令和元年（度）と表記します。
- 年（度）表記は、原則、元号とします。
- 計画期間の初年度（令和 7 年度）以降は西暦を併記します。ただし、レイアウトによっては元号表記のみとします。
- 文章中の数値は 1 桁は全角、2 桁は半角とします。ただし、表及びグラフの数値は半角とします。



第1章 地域福祉計画の改定にあたって

第1章は、計画改定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間等、計画改定にあたっての基本的な事項を記載しています。

(白紙ページ)

1 計画改定の趣旨

東久留米市（以下「本市」という。）では、平成 27 年度に 10 年間を計画期間とする「東久留米市地域福祉計画（第 3 次改定）」（以下、「第 3 次計画」）を策定し、自助・互助・共助・公助によるまちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化の進行、社会・経済状況の大きな変化、新型コロナウイルス感染症拡大（以下「コロナ禍」という。）等があり、市民生活に大きな影響を及ぼしてきました。そして、今日では、市民が日々の暮らしで直面している課題がますます複雑化・複合化しており、既存の枠組みを超えた支援がこれまで以上に求められているといえます。

この度、第 3 次計画の計画期間が令和 6 年度末をもって終了することから、本市を取り巻く状況、国や東京都の政策動向等を踏まえ、今後 10 年間の社会の動きを念頭において、「東久留米市地域福祉計画（第 4 次改定）」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

これまで本市では、第 3 次計画で掲げた「新たな“つながり”づくり」という基本理念の下、「支え合うネットワーク」、「誰もが参加できるしくみ」、「必要な支援を受けられる地域社会づくり」に取り組んできました。これは国が平成 28 年 6 月のニッポン一億総活躍プランにおいて示した新しいビジョンである「地域共生社会」の考えを先駆的に取り入れたものです。

本計画では、これまでの成果を生かしながら、市民、市民が中心となる地域活動、関係団体、事業者、関係機関が主体的に参画し、分野を超えた協力と連携を一層図ることで、誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできるまちづくりをともに進めていくことを目指します。

また、地域福祉として進める支援や仕組みづくりは、成年後見制度の普及や再犯防止のまちづくりにも有効であることから、本計画は、地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の 3 計画を一体的に策定するものです。

〔本計画で用いる用語の定義〕

関係団体	民生児童委員、主任児童委員、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、ひきこもり家族会支援者、フードパントリー、こども食堂、福祉有償運送団体、保護司、更生保護女性会、自治会 等
事業者	福祉サービス事業者 商店、企業（ライフライン関連、郵便・宅配、地域貢献を行う企業） 等
関係機関	社会福祉法人、教育機関、医療機関、消防、警察、国や都の行政機関 等

▶地域福祉

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

社会福祉法第4条において「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされています。このことから、地域福祉の推進に向けては「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4つの視点が大切になるといえます。

▶成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。また、よくわからないままに不利益な契約を結んでしまい、被害にあうおそれもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を保護する仕組みが成年後見制度であり、誰もが自分の意思を尊重されるよう、制度の適切な利用を普及していくことが大切になります。

▶再犯防止

犯罪や非行をした人は、いずれ地域社会に戻ります。この人たちが地域社会の一員として生活を送るためには、本人の立ち直りに向けた努力はもちろんのこと、官民一体の支援が重要です。

再犯防止には周囲の理解と協力が不可欠であり、そうした地域づくりが被害者も加害者も生まない未来へとつながります。



2 地域福祉の動向（国、都、市の動き）

（１）国の動向

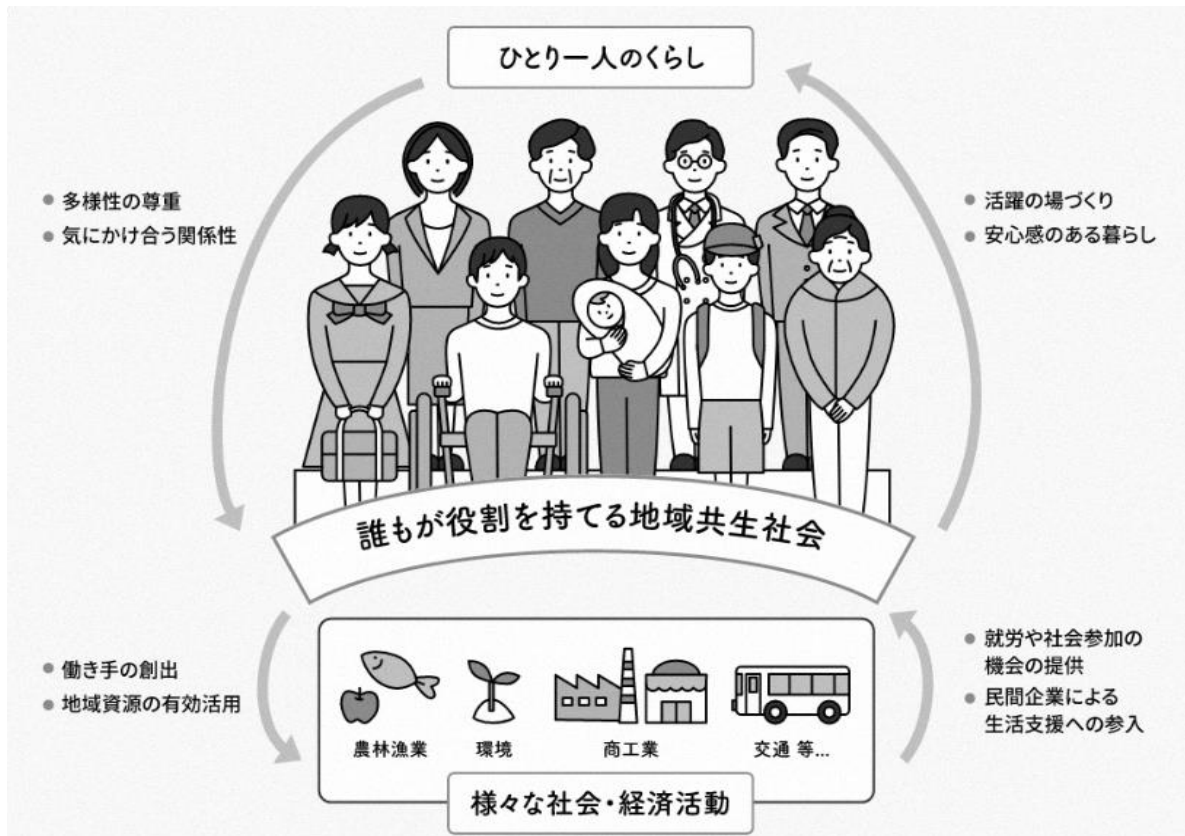
▼国の主な動向

平成 27 年度	● 「生活困窮者自立支援法」施行（平成 27 年 4 月） ● 厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書（平成 27 年 9 月）
平成 28 年度	● 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（平成 28 年 5 月） ● 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年 6 月） ● 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成 28 年 12 月）
平成 30 年度	● 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成 30 年 4 月）
令和元年度	● 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年 9 月）
令和 3 年度	● 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和 3 年 4 月） ● 「孤独・孤立対策の重点計画 令和 3 年度」閣議決定（令和 3 年 12 月） ● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和 4 年 3 月）
令和 4 年度	● 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和 5 年 3 月）
令和 5 年度	● 「こども基本法」施行（令和 5 年 4 月） ● 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行（令和 5 年 6 月） ● 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（令和 6 年 1 月）
令和 6 年度	● 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（令和 6 年 4 月） ● 「孤独・孤立対策推進法」施行（令和 6 年 5 月）

地域福祉計画は、平成 12 年 6 月施行の社会福祉法改正において「地域福祉計画の策定」が規定されて以降、災害時要援護者支援や社会的孤立等、地域で支援を必要とする人の把握や支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者支援等を地域福祉計画に盛り込むよう示されました。その後、平成 30 年 4 月施行の社会福祉法一部改正において地方自治体に「地域福祉計画策定の努力義務化」が規定されました。

国では、平成 28 年 6 月のニッポン一億総活躍プランにおいて、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化等の社会情勢を踏まえ、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして、「地域共生社会」の実現が掲げられました。

▼地域共生社会のイメージ



出典：厚生労働省HP「地域共生社会のポータルサイト」

それ以降、「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法の改正をはじめ、生活困窮者自立支援、子どもの貧困対策、孤独・孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援、LGBT理解増進法、こども基本法等、多くの法律が施行されています。また、令和3年4月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に「市町村における包括的な支援体制構築のための支援」が規定され、地域福祉の推進に必要な環境を一体的かつ重層的に整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

成年後見制度は、平成11年12月施行の民法改正によって導入され、平成12年度から介護保険事業と同時に開始されました。平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。

再犯防止対策は、国全体で再犯者率（検挙人員に占める再犯者数の割合）が増加している状況を踏まえ、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律が新たに施行され、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務が規定されました。

(2) 東京都の動向

東京都では、平成 18 年 2 月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定しました。その後の社会福祉法改正等の動向を受け、平成 30 年 3 月に「東京都地域福祉支援計画」、令和 3 年 12 月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定しました。令和 5 年度に「第二期東京都地域福祉支援計画」（計画期間：令和 3～8 年度）の中間見直しを行いました。この中の「権利擁護の推進」に、成年後見制度の利用促進に関する事業を位置づけています。

▼第二期東京都地域福祉支援計画 中間見直しの概要

計画の目指す姿	「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する
地域共生社会とは	「高齢者」「障害者」といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の姿。
新たに盛り込む地域生活課題	①複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業の推進） ②孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進 ③災害に強い福祉の推進 ④デジタル技術の活用とデジタルデバйдの是正
テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために	● 包括的な相談・支援体制の構築 ● 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築 ● 住民参加を促す身近な地域の居場所づくり ● 地域住民等による地域の多様な活動の推進 ● 対象を限定しない福祉サービスの提供
テーマ② 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために	● 住宅確保要配慮者への支援 ● 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 ● 多様な地域生活課題への対応 ● 権利擁護の推進 ● 災害時要配慮者対策の推進
テーマ③ 地域福祉を支える基盤を強化するために	● 民生委員・児童委員の活動への支援 ● 福祉人材の確保・定着・育成 ● 福祉サービスの質の向上

再犯防止対策は、令和元年 7 月に「東京都再犯防止推進計画」、令和 6 年 3 月に「第二次東京都再犯防止推進計画」（計画期間：令和 6～10 年度）を策定しました。

▼第二次東京都再犯防止推進計画の主な取組

1 就労・住居の確保等	4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	
3 非行の防止・学校と連携した修学支援等	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
	6 再犯防止のための連携体制の強化等

(3) 本市の動向

本市は、最初の「東久留米市地域福祉計画」(計画期間：平成6～15年度)を策定して以降、10年毎に第2次改定(計画期間：平成17～26年度)、第3次改定(計画期間：平成27～令和6年度)を行い、法律や制度の改正や社会情勢の変化を踏まえながら、常に次の10年間を見据えた地域福祉を進めてきました。

▼第3次改定計画期間の振り返り

前期3か年 (H27～29年度)	● 地域福祉コーディネーター等の配置、地域福祉課題に対応する「互助」のしくみに向けたモデル地区(弥生)の立ち上げ準備等、概ね計画通りに進めました。
中期3か年 (H30～R2年度)	● 地域福祉コーディネーターの体制整備やキックオフイベント(弥生地区秋まつり)を開催し、前期からのステップアップを図りました。 ● その矢先、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大(パンデミック)により、多くの地域福祉活動や事業が休止・延期を余儀なくされました。 ● 令和2年初頭から数年続くコロナ禍は、経済活動の停滞に伴う生活困窮世帯の増加、外出自粛から孤立やひきこもりにつながるなど様々な生活課題を顕在化させました。 ● 一方で、ひきこもり家族会準備会やフードパントリーが立ち上り、住民同士の新たな互助の取組が始まるきっかけになりました。
後期4か年 (R3～6年度)	● コロナ禍の中で少しずつ事業を再開し、「住みよいまち弥生」の誕生、成年後見制度の体制強化、フードドライブへの支援開始等を行いました。 ● 令和6年度現在は、令和5年の新型コロナウイルス感染症の5類移行を機に、関連事業の推進と再構築に取り組んでいるところです。

直近の第3次改定では、市民相互のつながりが希薄化し、困っている近隣住民に手を差し伸べる機能が地域の中で弱まっている状況の中、新たな社会的課題となってきた、ひきこもり、虐待被害、災害時の避難支援等、それまで福祉の対象になりにくかった社会的援護を要する人たちへの支援を含めた地域福祉を進めるため、10年間の基本理念に「新たな“つながり”づくり」を掲げて、市民、関係団体・機関、行政が協力・連携する「支え合いの地域づくり」をめざして、前期・中期・後期の3つのフェーズで取り組みました。

計画期間の途中、コロナ禍により、多くの地域福祉活動や事業が休止・延期を余儀なくされましたが、そうした中でも、地域福祉コーディネーター等の配置、モデル地区(弥生)の誕生、ひきこもり家族会準備会立ち上げ支援等、「新たな“つながり”づくり」に向けて一歩ずつ進めてきました。

3 計画の位置づけ

◇法的位置づけ

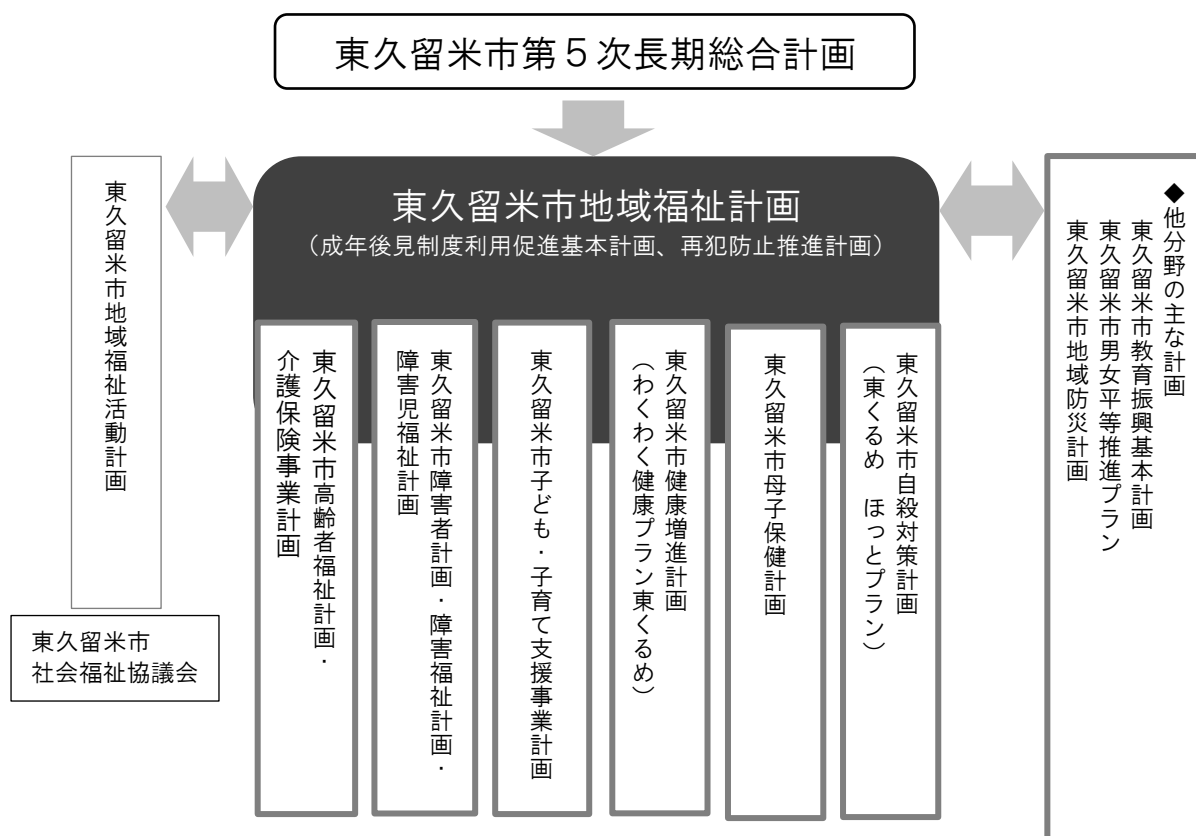
本計画に盛り込む3つの計画は、法律に位置づけられた法定計画です。

- 地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条に規定された市町村地域福祉計画
- 成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定された市町村成年後見制度利用促進基本計画
- 再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定された地方再犯防止推進計画

◇市政における位置づけ

地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を定める福祉分野の「上位計画」に位置づけられました。そのため、市政の最上位計画である「東久留米市第5次長期総合計画」のもと、個別の福祉分野（高齢者、障害者、子育て支援等）に共通するテーマに関する取組を定める、福祉分野の基本計画としての性格を持つものです。また、本市の福祉サービス・事業の中心的な組織である東久留米市社会福祉協議会と緊密な連携を図るものです。

▼主な計画との関連



本市が進める地域福祉の理念や仕組みをつくる計画が、「地域福祉計画」です。

本市の理念を共有し、取組や仕組みを実現・実践する役割を担う社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会（以下「東久留米市社協」という。）が策定する事業計画が、「地域福祉活動計画」です。本市及び東久留米市社協が策定・推進する2つの計画は、いわば“車の両輪”であり、緊密に連携しながら、地域福祉の取組をスピードアップさせていくものです。

東久留米市社協では

「いざ、というときでもここに住んでいれば安心」

こどもからお年寄りまでどんなひと“互いに支えあいながら安心して生活できるまち”の実現に向けて、地域住民を中心に、様々な立場の人（行政や福祉関係機関等）と“輪”を広げながら色々な福祉事業を展開しています。



東久留米市社協公式マスコットキャラクター「くるみちゃん」

※社会福祉協議会（通称：社協）は、社会福祉法により都道府県・市区町村に設けられた民間の社会福祉団体

4 計画の期間

本計画に盛り込む3つの計画は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間を計画期間とします。3つの計画は、様々な分野の進捗をふまえて、市民と行政との協働を重視した計画であるため、進捗のフォロー、他の計画との整合性に配慮しながら取り組みます。

▼主な計画の期間

年度 計画名		令和 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
長期総合計画	基本構想	計画期間						(10 年毎の計画)			
	基本計画	前期	後期					(5 年毎の計画)			
地域福祉計画		計画期間									
成年後見制度利用促進基本計画		計画期間									
再犯防止推進計画		計画期間									
高齢者福祉計画・介護保険事業計画		計画期間	(3 年毎の計画)								
障害者	障害者計画	計画期間	(6 年毎の計画)								
	障害福祉計画 障害児福祉計画	計画期間	(3 年毎の計画)								
健康増進計画 (わくわく健康プラン東くるめ)		計画期間 (令和 7 (2025) 年度～令和 18 (2036) 年度)									
子ども・子育て支援事業計画		計画期間					(5 年毎の計画)				
東久留米市母子保健計画		計画 期間	(6 年毎の計画)								
東久留米市自殺対策計画 (東くるめ ほっとプラン)		計画期間				(5 年毎の計画)					
地域福祉活動計画 (市社会福祉協議会)		計画期間									

5 市民意識調査、関係団体調査の実施

◇市民意識調査

本計画の策定にあたり、市民（18歳以上）を対象に、地域福祉、成年後見制度、再犯防止に関する市民の意見や日頃から感じている地域課題などをお聞きし、計画策定に役立てることを目的に実施しました。

▼実施概要

対象	市内在住の18歳以上市民より無作為抽出 2,000名
調査方法	調査票の郵送配付／調査票の郵送回答またはインターネット回答（回答者選択）
調査期間	令和5年11月13日～12月4日
回答	842名（回答率 42.1%）

◇関係団体調査

本計画の策定にあたり、市内で活動する個人・団体を対象に、地域福祉、成年後見制度、再犯防止に関する本市の現状や課題を把握することを目的に実施しました。

▼実施概要

区分	アンケート調査	インタビュー調査
対象	市内で活動する個人・団体（*） 90件	アンケート回答者のうち、5団体
調査方法	調査票の郵送配付 調査票の郵送回答またはインターネット回答（回答者選択）	アンケート回答に基づくインタビュー
調査期間	令和5年10月23日～11月10日	令和5年12月6日、12月19日
回答	50件（回答率 55.6%）	

* 民生児童委員、主任児童委員、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、ひきこもり家族会支援者、フードパントリー、こども食堂、福祉有償運送団体、保護司、更生保護女性会、自治会

6 S D G s（持続可能な開発目標）の推進

本市は、令和5年8月に「東久留米市SDGs推進方針」を定め、SDGsの達成に向けて全市で推進しています。東久留米市第5次長期総合計画では地域福祉分野に該当するSDGsの目標を位置づけています。SDGsが目指す社会は地域共生社会につながるものであり、社会福祉分野で行われる事業や活動はSDGsの目標を意識して取り組んでいきます。

▼地域福祉分野で推進するSDGsの目標（東久留米市第5次長期総合計画）

基本目標 いきいきと健康に暮らせるまち

基本的な施策 支え合う地域福祉の推進

SDGs の目標	1 貧困をなくそう	8 働きがいも経済成長も
	3 すべての人に健康と福祉を	10 人や国の不平等をなくそう
	4 質の高い教育をみんなに	17 パートナリーシップで目標を達成しよう

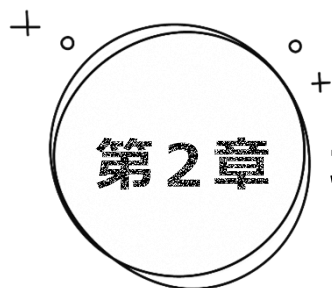
（参考）SDGs（持続可能な開発目標）の概要

SDGs（Sustainable Development Goalsの頭文字をとって「エスディーゼーズ」という。）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざす、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成された国際目標です。これらは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、持続可能な世界を実現するための統合的取組です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(白紙ページ)



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第2章は、人口等の動向、地域資源等の状況、市民意識調査、審議会等の意見を踏まえて、これからの地域福祉のテーマ（主な課題）を記載しています。

(白紙ページ)

1 人口等の動向

(1) 人口の変化

本市の人口は、外国人住民は増えているものの、市全体では「社会増」を「自然減」が上回ったことにより、平成 30 年から令和 5 年にかけて、総人口はわずかに減少しました。

将来推計をみると人口減少が進みます。その中で 65 歳以上人口（高齢者）は増加し、令和 22（2040）年に総人口の 3 割を超えます。また、85 歳以上人口も増加する見通しです。

なお、本市の外国人住民の平成 30 年から令和 6 年にかけての増加率は、東京都全体や都の市部平均に比べて高い伸びとなっています。

▼人口データ

	平成 30 年		令和 5 年		推計 令和 22 年 (2040)
総人口	116,779 人	↓	116,635 人	↓	109,472 人
0 歳～14 歳	14,195 人	↓	13,773 人	↓	11,513 人
15 歳～64 歳	69,737 人	↓	69,251 人	↓	60,069 人
65 歳以上	32,847 人	↑	33,611 人	↑	37,890 人
65 歳以上の割合 (高齢化率)	28.1%	↑	28.8%	↑	34.6%
85 歳以上の割合	4.1%	↑	5.6%	↑	7.2%
外国人住民 (総人口の内数)	1,955 人	↑	2,623 人		
社会動態	426 人	↓	418 人		
自然動態	-367 人	↓	-777 人		

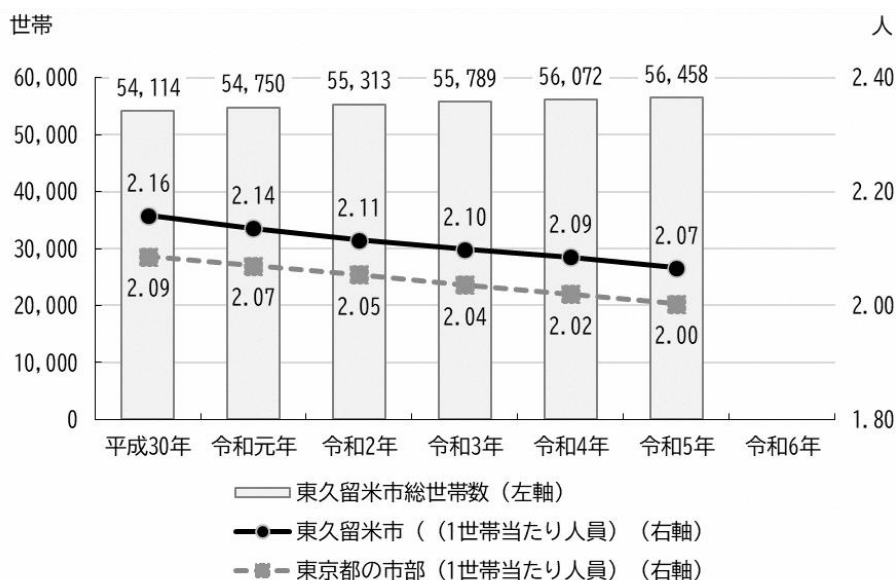


※参考資料に「統計データ」を掲載しています。

(2) 世帯の変化

本市の世帯数は、毎年約 500 世帯（平均）増加しています。その中で1世帯当たり人員は、東京都の市部平均よりは高いものの、ゆるやかに低下しており、世帯の小規模化が進んでいます。

▼総世帯、1世帯当たり人員（世帯、人）



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

本市の高齢者ひとり暮らし世帯数は、平成 30 年から令和 5 年にかけて約 1,400 世帯増加しました。令和 5 年は 10,909 世帯となり、総世帯数の 2 割近くを占めています。

▼ひとり暮らし高齢者世帯

区分	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
ひとり暮らし高齢者（世帯）	9,509	9,893	10,171	10,432	10,356	10,909	
総世帯数に占める割合（％）	17.6	18.1	18.4	18.7	18.5	19.3	

出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

本市の 15 歳未満世帯員のいるひとり親世帯数は 343 世帯となっています。

▼ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯の合計）（世帯）

区分	6 歳未満世帯員のいる 一般世帯	12 歳未満世帯員のいる 一般世帯	15 歳未満世帯員のいる 一般世帯
ひとり親世帯	69	237	343

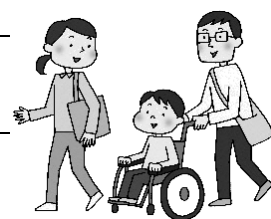
資料：国勢調査（令和 2 年）

(3) 地域福祉に係る主な状況

要介護（要支援）認定者数、障害者手帳所持者数とも、平成30年から令和5年にかけて増加しています。要介護（要支援）認定者数は、今後の高齢者人口の増加に伴いさらに増える見通しです。障害者手帳所持者数は増加しており、その中でも近年は愛の手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が特に増加しています。生活保護被保護世帯はわずかに増加しています。保護率（人口千人あたりの被保護世帯人員比率）は低下傾向です。本市の成年後見関係事件申立件数は増加しています。また、市内の相談延べ件数は増加しています。田無警察署管轄内（西東京市、東久留米市）で令和5年に検挙された刑法犯件数は1,500件程度です。

▼地域福祉に係るデータ

	平成30年		令和5年		推計 令和22年 (2040)
要支援・要介護者 認定者数	5,896人	↑	7,060人	↑	7,869人
要支援・要介護者 認定率	17.9%	↑	21.0%	↓	20.8%
障害者手帳所持者数	5,119人	↑	5,895人		
身体障害者手帳 所持者数	3,379人	↓	3,294人		
愛の手帳所持者数	886人	↑	1,044人		
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	854人	↑	1,557人		
生活保護被保護世帯	1,696世帯		●世帯		
生活保護の保護率	19.6‰	↓	19.1‰		
成年後見関係事件 申立件数	32件	↑	46件		
市内の成年後見制度 相談延べ件数	1,732件	↑	2,756件		
田無警察署管轄内の 刑法犯件数	1,870件	↓	1,541件		



※参考資料に「統計データ」を掲載しています。

2 地域活動団体、相談窓口の状況

(1) 地域活動団体の状況

本市では、自治会をはじめとして市民が主体的に実践する活動、市民生活や福祉に貢献する活動等、地域で支え合う互助の活動が行われています。地域活動を通じて把握された困りごとや福祉ニーズ等は市役所や関係機関に連絡していただき、緊急性や内容等に応じた対応に努めています。

▼主な地域活動団体（令和6年3月31日現在）

区分	人数等	概要
自治会	117 団体	地域の互助力向上を目指し、生活環境の向上に向けた取組、防災・防犯活動等、様々な活動を行う。
ボランティアセンター	(登録数) 28 団体、個人 77 名	市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録された団体や個人が、福祉や災害等様々なボランティアを行っている。
フードパントリー こども食堂	7 団体 (フードパントリー 2、 こども食堂 5)	無料または低料金でこどもたちに食事やコミュニティの場を提供するボランティア活動を行う。
ひきこもり家族会支援者	4 名	ひきこもりで悩む家族や本人、また、地域福祉コーディネーターや支援団体等の支援者が定期的に集まり、交流、情報提供を行う。
民生児童委員 (うち、主任児童委員)	54 名 (6 名)	厚生労働大臣から委嘱を受け、市民と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした福祉活動を行う。
保護司	25 名	法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行に陥った人の保護観察、生活環境の調整等の更生支援活動等を行う。
更生保護女性会	1 団体	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、青少年の健全育成、犯罪や非行をした少年の改善更生に向けた活動等を行う。

出典：福祉総務課

(2) 相談窓口

本市では、市役所や市社会福祉協議会に各種相談窓口を設けて、市民からの困りごとの相談や問い合わせに対応しています。受け付けた相談事案のうち、所管部署だけで対応できない事案は、関係部署と柔軟に連携して、相談内容の解決に向けて取り組んでいます。

この他、市内の社会福祉法人や福祉サービス事業者等で利用者やその家族等から相談を受けるケースもあります。こうしたケースも、市役所や市社会福祉協議会と必要に応じて連携して対応にあたります。

▼市役所、市社会福祉協議会の相談事業（令和6年度）

区分	担当部署
生活保護・生活困窮相談	福祉総務課
高齢者の総合相談	地域包括支援センター（介護福祉課）
ひとり親家庭での生活全般に関する相談	児童青少年課
ひきこもりに関する相談	市社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター）
障害者の総合相談	障害福祉課
子育て総合相談	こども家庭センター
男女平等に関する相談	市男女平等推進センター（生活文化課）
権利擁護（成年後見制度）に関する相談	市社会福祉協議会（成年後見制度推進機関）

出典：福祉総務課

3 地域福祉のテーマ

本市の地域福祉を取り巻く現状、予想される社会の主な動き、調査結果と審議会意見を踏まえて、これからの地域福祉のテーマをまとめました。

◇予想される社会の動き

- ア 高齢化に伴う認知症高齢者やフレイル予防⁽¹⁾のニーズ増加、孤立状態からの社会参加や職業的自立の支援、地域生活を希望する障害者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う住まいの確保や生活支援、高齢の介護者や本人が意識をしていないヤングケアラーを含むケアラーの支援等、求められる福祉ニーズはさらに複雑化・複合化し、かつ、増加する。
- イ 外国人の増加、ジェンダーアイデンティティ⁽²⁾や価値観の多様化が進み、様々な背景を持つ一人一人の個性を尊重し、それぞれの違いを認め合う社会の形成が求められる。
- ウ あらゆる政策において、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の視点が求められている。
- エ 高齢化に伴う認知症高齢者の増加、障害者やその家族の高齢化により、本人の権利を擁護する取組や成年後見制度の利用が必要なケースが増える。
- オ 人生100年時代を迎え、年齢に関係なく、地域や社会のために活動する意欲のある人が活躍できる機会が求められる。また、地域共生社会の実現の観点からも、こども、若者、高齢者、障害者、外国人等が活躍の場を地域で広げることが期待される。
- カ 地域には社会的に孤立する人や支援を利用したくてもできない人がおり、また、あえて利用しない人もいるが、誰かが見守り続け、つながる機会を逃さない仕組みが求められる。
- キ 災害時に備えて、日頃から顔の見える関係づくり、住民主体の避難所運営、避難生活に必要な配慮等、身近な地域だからこそできる災害対策が求められる。
- ク 重層的支援体制整備事業の制度を踏まえ、従来の取組を活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の各取組を一体的に推進していく方法を検討していく必要がある。
- ケ コロナ禍の「効果」として急速に普及したデジタルの力を、様々な分野で効果的に活用していくことが期待される。
- コ 自ら活動資金を調達して社会貢献を行う地域活動団体も増えている。そうした団体と自治会や行政がゆるやかにつながる関係づくりが期待される。

¹ フレイルとは、「加齢により心身が老い衰えた状態」のこと。高齢者のフレイルは、生活の質を落とし、様々な合併症も引き起こす危険がある。一方、フレイルは、早く介入して対策を行うことで、元の健常な状態に戻る可能性がある。（出典：公益財団法人長寿科学振興財団「健康長寿ネット」）

² ジェンダーアイデンティティとは、「自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識」を指す。（出典：内閣府「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進パンフレット」）

テーマ1 地域内のつながり、市民同士の支え合いの一層の推進

◇調査結果と審議会意見

これまでの取組 (第3次計画の振り返り)	● 平成27年9月に市西部地域に地域福祉コーディネーターを配置(市社会福祉協議会委託)した。 ● 地域福祉コーディネーターとともに、モデル地域(試行事業)として弥生地区に「住みよいまち弥生」の組織を作り、住民の自主組織として運営できるようになった。 ● 地域福祉コーディネーターが行政やNPO等と連携し、また、生活困窮相談支援員と協力した個別支援体制ができた。 ● 生涯学習団体、NPO法人、指定管理者等と市民が連携し、それを市が応援していく体制づくりを進めている。
市民意識調査	● となり近所とは「あいさつ程度」の付き合いが多い。 ● 地域のつながりを感じていない傾向がうかがえ、地域のつながりに対する意識が希薄化しつつある一方、“地域のつながりの必要性”を感じる市民は7割を超える。 ● 市民が参加したい(しやすい)地域活動の条件として、同じ関心や志向を持つ人同士の活動、時間や期間にしばられない活動の希望が多い。
関係団体調査	● 自治会に加入していても、つながりが少なく、関わろうとしない。役員のなり手不足。 ● 自治会・町内会の解散を耳にしている。向こう三軒両隣のような意識を向上させる手立てが必要である。 ● 民生委員の空白区が多く、地区で活動に差がでてしまう。 ● 対応できない困りごとに、「孤独・孤立」、「ひきこもり」が多い。 ● 食に困っている人はそれ以外にも困りごとを抱えている人が多い。いざという時に頼れる子育て支援団体の充実が必要になる。
審議会意見 ▶ネットワークをつなぐコーディネートのしくみ	● 住民だけの互助である必要はなく、福祉施設・事業所等の関係機関とともに取組みをすすめていくことが大切になる。 ● 地域福祉コーディネーターに関する課題の対策を具体的な計画に。 ● 弥生地区の効果検証を行い、他2地区への配置に対するエビデンスを整理する。弥生地区での効果が発揮できるまで5年掛かったように、地域づくりには中長期的な視点が必要となる。 ● 包括的支援体制の構築が課せられていることを踏まえ、生活困窮、高齢、児童、障害、地域福祉分野を包括するコーディネート機能、分野の横断的な連携を図る関係構築会議のような場が必要となる。 ● 各分野において地域を基盤にした取組や他職種連携の取組はますます求められてくる。その際に全体の調整役、連携促進役、困難ケースに対するスーパーバイザー(管理者)役が必要になる。東部、

中部への配置はもちろんのこと、中長期的な視点で地域福祉コーディネーターの役割の再構築が必要になる。

- 地域福祉コーディネーターの活動から「住みよいまち弥生」が自主組織として運営できるようになった点は非常に大きな意義があり、評価されることだが、一方で、地域福祉コーディネーターの役割が「地域支援」か「個別支援」なのか定まらない印象を受けた。両方重要ではあるが、人員配置に課題がある現状においては本市における地域福祉コーディネーターのあり方に焦点化し、地域ネットワークとの連携を確立した上で周知に努める必要を感じた。

審議会意見

▶参加と交流の促進

- 商工会で「令和の内職」として中小企業の人材不足解消などを目的として軽作業などの仕事の切り出しを行っていること、地域のコミュニティカフェが障害者の実習を受け入れていることなども掌握していただきたい。
- 地域の人と人をつないでいくには、こどもや大人、高齢者など共通するキーワードのもと、つないでいくことが大事だと考えます。現状でのキーワードは「災害」である。
- 隣近所との結びつきが希薄になりつつある今、地域での居場所づくりが求められている。世代を超えた人々が集まり、会話や作業などを通じて気持ちが解放されたり、困りごとのヒントを得たりと、元気な地域づくりに役立っているが、会場の確保が難しい。個人宅の提供では限界があるので、小学校など公共施設を開放してほしい。

※参考資料に「第3次計画の振り返り（詳細）」を掲載しています。



◇地域福祉のキーポイント



- 身近なかかわりを広げる
- 生活の中で支えあうきっかけをつくる

- 住民同士の互助の取組に向けた意識啓発が大切になる。ボランティア活動等に限らず、普段の生活の中で挨拶や見守りをはじめとする身近なかかわりあいを広げていくことが重要である。
- 「つながりを強くしたい」という互助意識を顕在化するきっかけを増やす。例えば、生涯学習講座や地域防災活動を通じて顔が見える関係性を構築することが重要である。



- 地域の中で気軽に交流できる機会を増やす
- 地域活動の活性化に向けた支援を強化する

- 地域の多様な資源や自然環境、デジタル技術も生かして、市民、地域、団体、事業者等を中心に地域の居場所（サードプレイス）を増やし、世代間の交流や市民同士のつながりに広げていくことが重要である。
- 自治会、町内会、マンション管理組合、自主防災組織、消防団等、既存の組織が創意工夫をして取り組んでいる活動を生かし、さらなる地域活動の活性化が重要。
- ボランティア活動、社会福祉法人、福祉サービス事業者、商工会、企業、大学等との分野横断的な連携・協働を進め、相乗効果を生みながら、様々な形（交流、スポーツ、就労等）で地域の中で一人一人の力を発揮できる機会を増やすことが重要である。
- 地域活動やボランティア活動の担い手の高齢化や減少がみられる中、活動に意向のある人たちが気軽に取り組める仕組みを広げることが重要である。



テーマ全体に係る視点

- ◆ モデルである弥生地区の住民意識が醸成されるまでのプロセスを検証し、本市独自の地域づくりを進めるため、中長期的な視点から地域福祉コーディネーターの役割・機能・人員配置等を再構築する。

コラム

地域の居場所（サードプレイス）

地域の居場所（サードプレイス）とは、家庭（ファーストプレイス）、職場（セカンドプレイス）とは違う、地域で自分にとって居心地の良く感じる場所が「地域の居場所（サードプレイス）」です。例えば、図書館、公園、レストラン、カフェ等が考えられます。

誰もが安心してリラックスできる場所が増えることで、そこから世代を超えた交流や地域のつながりが生まれることが期待されています。

テーマ2 ニーズ・課題の発見から相談・支援につなげる仕組みの検討

◇調査結果と審議会意見

これまでの取組 (第3次計画の振り返り)	● 地域福祉コーディネーターが中心となり、令和2年度から、ひきこもり家族会準備会を立ち上げ、令和5年度から、当事者と支援団体主体の家族会となった。 ● 地域福祉コーディネーターは地域づくり活動を通して、地域（住民や団体）で担うこと、行政や専門機関等の公的な対応で担うことを「しくみ」として定着を図っている。 ● 地域福祉コーディネーターによる個別支援（ひきこもり等の相談）は市内全域からの相談に応じ、専門機関につなげるなどの対応を行っている。 ● 市は、ホームページ等によるインターネットで福祉情報の提供を行っている。地区センターでは高齢者向けのスマホ教室を開催するなど、デジタルデバйд対策を実施している。 ● 生活困窮者自立支援法施行当初より、自立相談支援事業及び住居確保給付金事業を主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を設置して相談者のニーズに対応した。生活困窮者を多様なルートから早期発見し、相談支援につなげる関係機関同士の連携を進めている。令和元年度に各相談窓口による庁内情報共有会議を開催し、コロナ禍初期から庁内で連携した対応を実施した。 ● 学校教諭、スクールソーシャルワーカー等から自立相談支援機関につながるケースがあった。令和6年度設置予定の「こども家庭センター」との連携を進める。
市民意識調査	● 多くの市民は、気心の知れた人に相談する傾向が強く、相談先に市役所や社会福祉協議会を挙げる人は多くない。 ● 孤独感を感じている人は、ひとり親と子ども（一番下の子どもが18歳未満）、生きづらさを感じている人がいる世帯、地域への愛着を持たない人は、孤独を感じやすい傾向がうかがえる。 ● 孤立世帯やひきこもり等をはじめ、支援が必要と思われる世帯が全ての地域にみられる。 ● 相談先がわからない困りごとが「ある」は1割近い。中でも、病気で寝たきりの人がいる世帯、生きづらさを感じている人がいる世帯、地域に愛着をまったく感じない人の「ある」割合が多い。困りごとの「収入、就労の問題」は多くの属性に共通する。 ● 市の福祉（サービス）に関する知識や情報の入手方法は、市広報「ひがしくるめ」やパンフレットが多い。また、多くの市民がスマートフォン、パソコン等を使用している。

関係団体調査	● 市内の社会資源では対応できない困りごとや支援等が必要なことは、「孤独・孤立」、「ひきこもり」、「近所付き合い」が多い。 ● 地域で困っている課題への取り組みやサービスのアイデアとして、「孤立・ひきこもりを防ぐための支援」「居場所づくり」「ちょっとした相談ができる場」が上位を占める。
審議会意見 ▶地域資源の発見、 新たな支え合いの 役割を担う地域	● 農林、環境、産業、交通など、従来の地域福祉分野が中心にそえてきた地域資源から、さらに拡充した分野への接点や関係づくり、協働事業の展開の必要性に触れる。 ● 社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、虐待、ヤングケアラーなどの新たな担い手のリサーチ方法も求められる。 ● 地域福祉コーディネーターに特化しないよう、第4次計画は重層的支援体制整備事業の制度を踏まえた各取組の一体的な推進を念頭に置くべき。 ● 「重層的支援体制整備事業」に関して本市の方針も明示するべき。 ● 地域の活性化に向けたそれぞれの地域の小さな取組も拾い上げていく必要がある。また、様々な社会資源を軸に地域を活性化することができるのではないかな。 ● 関係団体調査結果報告書に「活動の中で相談を受けた時、どこにつながればよいかわからない」との記載があった。様々な資源がわかり、つなげるため、課題別に地域資源の整理ができないだろうか。また、コロナ禍で後退してしまった「お互い様の支え合い」を回復するきっかけとなる仕掛けが必要である。 ● 近年、若年層は学校等でSDGsの学びも深めており、誰も取り残さない、誰もが貢献できる、持続可能な地域社会という視点で地域に目を向ける若年層が増えていく。若い世代が地域の活動に関心をもち、つながられるようなことが必要になる。 ● 孤立、引きこもりを防ぐための支援、居場所作り、ちょっとした相談ができる場などの施策や民間の活動が当事者に伝わっていない。地域資源の周知は必要である。 ● 地域への支え合いを推進するには、現在ある社会資源の見直しや評価（町会、自治会、民生委員など）が必要となる。
審議会意見 ▶「支援付き地域」 づくり	● 「住民意識の醸成」の明確化が前提として必要であり、醸成されるまでに必要なプロセス、働きかけ、マネジメントを整理したうえで、弥生地区での更なる深化、他地区への波及に触れるべき。 ● 「住民主体」の意義として地域で暮らす住民のニーズを住民が主体的に声を出すことを基本にすることが大切であり、その解決は住民だけ、専門機関だけで解決することなく、協働した地域づくりを進めていく視点が必要である。 ● 「圏域の設定」は他の区市町村でも同じ圏域内で関係機関が協働す

	るうえで有効になっている。そこに多世代が交流できる拠点を設けたり、圏域にアウトリーチできる地域福祉コーディネーターを着実に配置していくことが今後大切になる。 ● 社会的孤立から課題が深刻化しているケースが多い。関係団体調査結果にある「繋いでいく先が見当たらないケースも多い」「どこに相談したらよいのかわからない」「行政に繋がりづらい人々が様々な世代にいらっしゃる」等はどの課題にも共通する事項である。 ● 地域で困っている課題への取組として、新たな制度や場を創設することも大切だが、既存の制度やサービス、様々な地域活動をつなぐ地域連携ネットワークの構築に向けた視点を地域福祉計画に盛り込む必要がある。
審議会意見 ▶相談窓口 ▶コーディネート機能の強化 ▶サービスの質の確保	● 地域福祉コーディネーターもその一つであるが、包括的相談体制や窓口は全分野において求められる機能であり、どこか一つの窓口が一括して担うものではない。従ってどの分野からでも必要な分野につながることでできる相談体制の構築に触れるべきである。 ● 各分野で相談支援が行われているが、「専門機関につなげるなどの対応」について具体的な事例があるとわかりやすい。 ● 福祉サービスのより良い活用方法を考えた時、児童、障害、高齢など、相談窓口の一本化が必要である。それぞれの専門職が共同で対応できるように力を付けていくこと。
審議会意見 ▶（利用者への）情報提供	● デジタル化への対応も大切だが、お年寄りにはこれまでの既存のツールも同時に提供していくことも大切。
審議会意見 ▶生活自立支援施策の充実	● 生活困窮者に対するスティグマ（差別、偏見）はいまだ根強く、それにより、困窮者が声を上げられずに自己肯定感の低下を連鎖させている。生活困窮に陥る構造や現状などを理解する機会が必要である。自立を支える地域づくりとして、土台、基盤を構築することの必要性に触れるべきである。 ● 相談に上がる前の段階の取組みが重要であり、困窮事業ではない、従来の福祉専門領域、民生、商工、地域など多様な分野との困窮事前支援対策を共有できる取り組みの必要性に触れるべきである。 ● 「孤独・孤立対策推進法」に孤独・孤立対策地域協議会の設置が自治体の努力義務化されたことを受けて、取組を検討する部署を明確にすべきである。 ● 複雑化している福祉問題に対処するには、多くの機関・団体が顔が見えるコミュニケーションの推進を図っていくことが必要である。 ● 地域福祉の担い手の連携について具体的に考える必要がある。

※参考資料に「第3次計画の振り返り（詳細）」を掲載しています。



◇地域福祉のキーポイント



- 身近で利用しやすい相談体制を充実する
- 困りごとを早期に把握するアウトリーチ活動を充実する

- 市民、地域活動団体、医療機関、社会福祉法人、福祉サービス事業者等と協力して、日頃から困りごとの話ができたり、経験者から話を聞いたりする、身近な機会を増やすことが重要である。
- 複合的な問題を抱える人や世帯が公的機関等と一緒に解決策を見出せるよう、相談窓口の周知、経験豊富で親身な相談員の配置、市役所や社会福祉協議会が相談しやすくなる工夫等、“頼りになる”相談体制を構築することが重要である。
- 地域活動団体や関係機関と協力し、困りごとを早期に把握するアウトリーチ活動の充実、相談支援に関わる人や関係機関同士が連携するネットワークを強化することが重要である。



- 市民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを検討する
- 情報アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図る

- 認知症高齢者、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、不登校、虐待、生活困窮、社会的孤立等、複雑化・複合化する生活課題が生まれる背景を市民と関係機関が理解・共有する機会を増やし、自立を支える地域づくりを行うことが重要である。
- 国の重層的支援体制整備事業を活用し、地域福祉に関わる人材育成、学校やスクールソーシャルワーカー（SSW）等との一層の連携、支援団体や当事者団体の立ち上げや運営のサポート等、適切な圏域範囲で地域資源を組み合わせ、市民と関係機関が協働して様々な生活課題に対応する仕組みが重要である。
- 市広報等を通じた最新情報の発信、病気で寝たきりの人を介助する家族（ケアラー）への情報提供、高齢者、障害者、外国人等に配慮したアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上、デジタル・デバイド（インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）の解消を進める。
- 福祉サービス事業者の円滑な運営とサービスの質の向上に対する支援、福祉サービス事業者に関する市民への情報提供の充実を図ることが重要である。



テーマ全体に係る視点

- ◆ デジタル技術の発達を念頭に置き、即時性・個別性・双方向性などを可能にするデジタルツールの活用をあらゆる場面で進める視点を持つ。

テーマ3 多様性の尊重、権利擁護の推進

◇調査結果と審議会意見

これまでの取組 (第3次計画の振り返り)	● 市は東久留米市社協に成年後見制度中核機関運営事業を委託して実施している。
市民意識調査	● 権利擁護制度のうち、成年後見制度については、一定程度、認知されている。 ● 将来の権利擁護制度の利用意向が全体で5割、病気で寝たきりの人がいる世帯では8割と多い。
審議会意見 ▶権利擁護	● 権利擁護だけでなく、虐待防止についても触れていくことが大切である。 ● 成年後見制度の利用促進、市民後見人等の養成は地道に取り組む必要がある。一方、本制度の利用者や市民後見人の評価検証を行う必要がある。

※参考資料に「第3次計画の振り返り（詳細）」を掲載しています。



◇地域福祉のキーポイント



- 男女平等、性的少数者等の理解促進、多文化共生と差別解消の気運を高める
- 「こどもまんなか社会」に向けた取組を進める

- 少子高齢化、国際化、価値観の多様化が進む中、誰もが自分の力を発揮できる地域共生社会の土台として、男女平等、ジェンダー平等³⁾、性的少数者⁴⁾等への理解促進、多文化共生と差別解消の推進を地域全体で取り組むことが重要である。
- 「こども基本法」及び「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」の理解促進と、あらゆる分野で「こどもまんなか社会」の実現を目指す視点を取り入れることが重要である。

³ ジェンダー平等とは、「性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと」を意味する。ジェンダーは社会的・文化的に作られた性別のこと。(出典：内閣府「みんなで目指す！SDGs × ジェンダー平等」)

⁴ 性的少数者とは、「レズビアン」「ゲイ」「バイセクシュアル」「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。また、LGBT、性的マイノリティ、セクシュアルマイノリティとも呼ばれている。(出典：長崎県人権・同和対策課「多様な性への理解と対応ハンドブック」)



- 一人一人の権利を尊重する制度の普及を図る
- 権利擁護に向けた支援のネットワーク化を図る

- 高齢者の増加、介護者や障害者の高齢化等に伴いニーズが増えると予想される事項（サービス利用・契約・葬儀・埋葬の手続き、入院時の保証等）の相談や支援をする仕組みが重要である。
- 権利擁護に対するニーズの高まりを想定し、成年後見制度や任意後見制度の情報提供、社会貢献型後見人（市民後見人）や親族後見人の育成、法人後見の増加、成年後見制度利用に関わる報酬助成の要件緩和、関係団体のネットワーク構築等に向けて、中核機関（市社会福祉協議会に委託）と連携して取り組むことが重要である。



テーマ全体に係る視点

- ◆ 地域共生社会の実現に向けて市民と関係機関の協力を得られるよう、行政がリーダーシップを発揮する。

コラム

虐待の種類

虐待とは、暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方を繰り返すまたは習慣的に行うことです。「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」では虐待の種類を規定しています。

種類	主な行為
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、やけどを負わせるなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、侮辱、差別的扱いなど
性的虐待	性的な行為を強要する、性的な行為を見せるなど
ネグレクト	（養育放棄、介護・世話の放棄・放任）食事を与えない、医療を受けさせない、家に閉じ込める、必要な支援や介助を行わないなど
経済的虐待	財産を不当に処分する、不当に財産上の利益を得るなど



「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会である。

出典：「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）

テーマ4 安全・安心な暮らしを高める取組の充実

◇調査結果と審議会意見

これまでの取組 (第3次計画の振り返り)	● 災害時要援護者及び避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図る災害時要援護者登録名簿を随時更新している。 ● 歩車道の分離、歩道の平坦性や有効幅員の確保等のバリアフリー化に取り組んできた。東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を図ってきた。
市民意識調査	● 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動や民間協力者の市民の認知度は高くなく、浸透しているとはいえない。 ● 市民の7割強は災害への何らかの備えをしており、地域防災活動に協力する意識を持っている。
関係団体調査	● 緊急時に助け合うことはある。しかし、迷惑をかけたくないという理由で助けを頼めない人もいる。自主防災組織がないことは課題である。
審議会意見 ▶災害時要援護者対策	● 能登半島地震でも福祉避難所が機能していないことは課題としてあがっている。避難誘導後（ダイレクトに福祉避難所へ行くケースもあるが）、避難所生活から、福祉避難所への移動、その後の生活に対する視点を盛り込み、その認知、福祉避難所の具体的整備について触れるべきではないか。 ● 令和6年1月に発生した能登半島地震では、災害時に要配慮者がこれまで暮らしてきた地域を離れて避難することも多くみられた。中には親族等を頼って自主避難するようなこともある。避難行動に支援を着実にを行うとともに、避難後に改めて生活を再建していくことを支援していくことが大切になる。 ● 現行計画は避難支援のみなので避難所運営支援も加えてほしい。地域住民の役割も明記されていると協力しやすい。 ● （避難者名簿の外部提供）同意についてぜひ行って欲しい。手上げ方式ではなく、訪問等で実態把握も含めてやって欲しい。災害について、広域の考え方も必要。東京都の防災計画、埼玉県防災計画も視野に入れた対策を。
審議会意見 ▶福祉のまちづくり	● バリアフリーマップを作り、市内全域に配布できるようにしてはどうか。そこに相談窓口も記載してはどうか。

※参考資料に「第3次計画の振り返り（詳細）」を掲載しています。

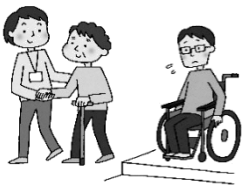


◇地域福祉のキーポイント



- 立ち直り支援のための気運醸成とネットワークを構築する
- 緊急時に備えて、日頃から顔が見える関係をつくる機会を増やす

- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動や民間協力者の認知度向上と、地域全体に「再犯防止や明るい地域社会を築く一翼を担う」ことの意識醸成が重要である。
- 立ち直りを阻害する複数の要因（安定した仕事や住まいがないことの不安、地域からの孤立、薬物やアルコールへの依存等）を総合的に解決するため、地域活動団体、事業者、関係機関、市とのネットワーク構築が重要となる。
- 災害時に「自分の身は自分で守ること」の重要性と一人一人が備える対策について、災害時の要配慮者（特に配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等）に接する機会の多い市や関係機関、事業者等を通じて、継続的な情報発信と周知を行うとともに、福祉避難所の確保が重要である。
- 災害時に市民同士で実際の避難支援活動ができるよう、日頃から顔が見える関係性をつくる機会を増やすことが重要である。
- こどもの視点、女性の視点、外国人の視点などから、地域に適した防災対策を進めることが重要である。



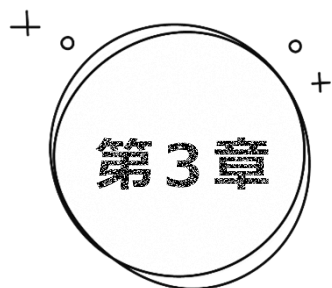
- 官民の協力のもと、ハードとソフトのユニバーサルデザインを進める

- 民間と行政が協力し、地域を挙げて施設や設備のユニバーサルデザイン化、市民の心のバリアフリーに関する周知啓発に、様々な分野と連携して取り組むことが重要である。



テーマ全体に係る視点

- ◆ 安心して暮らし続けられる環境をつくるため、市民、関係機関、行政が連携して、地域福祉の活動を通じた取組や工夫を続けていくことが重要である。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章は、市全体で地域福祉を進めていくための基本的な考え方を記載しています。

(白紙ページ)

1 基本理念

今後 10 年間の地域福祉を進めるための基本的な考えを示す第 4 次計画の基本理念は、次のとおりです。



世代も分野も超えてともに支え合う 誰もが主役の『東久留米の地域づくり』



人生 100 年時代を迎えるとともに、価値観の多様化や多文化共生の考えがますます広まる社会においては、“つながり”がこれまで以上に重要なキーワードとなっています。今回の市民アンケートにおいても“地域のつながり”の必要性を感じる市民が7割を超えています。

本市が第3次計画で進めてきた「新たな“つながり”づくり」の核となる“「支援付き地域」づくり”の思想は、結果として、国の地域共生社会の理念に先駆けたものといえることから、第4次計画においてもこの思想が普及・発展するよう、多様な地域資源と自然環境、デジタル技術を活用しながら、世代も分野も超えた支えあいの広がり、その活動を通じて誰もが自分のできることで参画する、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域づくりを進めることを基本的な考えとします。

なお、地域福祉は様々な分野との連動・連携が不可欠であることから、基本理念には“福祉”という言葉に代えて“地域づくり”という言葉を用いています。この意図は、福祉を出発点として幅広いつながりを進めることで、本市のまちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」（第5次長期総合計画）の実現を図ることを表現しています。

2 基本目標と施策体系

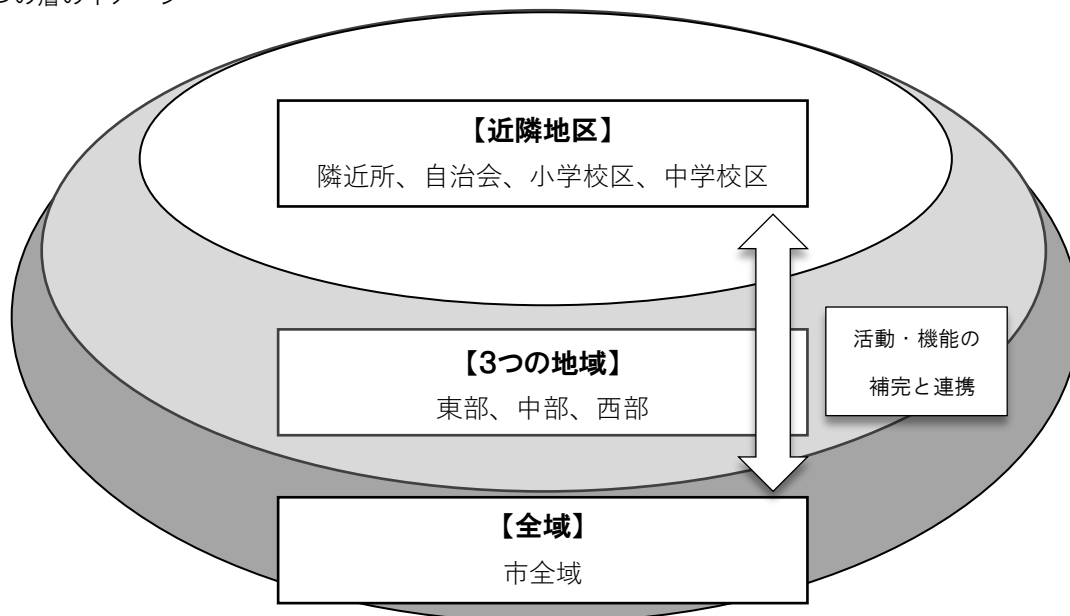


基本目標の内容	施策
□ 「つながり」と「支えあい」が溢れる地域づくりを目指して、地域福祉の基盤となる市民同士の日頃からの交流やつながりが広がるよう取り組みます。 □ 地域の中で市民主体の互助活動が活発になるよう、地域資源の活用、人材育成、活動の場づくりに取り組みます。 □ より多くの人や組織との連携を進め、誰もが地域や社会とつながるための支援の充実と、自治会の枠を超えて支えあう取組を応援する体制の充実を図ります。	(1) 市民同士の身近なつながりを広げる (2) 地域で支え合う活動を後押しする (3) 地域での温かな交流の場を広げる (4) 社会とのつながりを支援する (5) 地域づくりを応援する体制を充実する
□ 困りごとを抱える人やその家族を支える地域づくりと、地域全体の生活課題を解決して暮らしやすい地域づくりを目指して、困りごとの相談窓口の周知と支援が必要な状況を早期に発見するアウトリーチ活動の充実を図ります。 □ 課題・ニーズへの包括的な支援と未然防止に向けた関係団体、事業者、関係機関との協働体制の構築に取り組みます。 □ 福祉サービスや相談窓口等の情報が必要な人々に届く情報アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上、安心して利用できる福祉サービスの質の向上に取り組みます。	(1) 地域課題や困りごとの発見・相談の仕組みを充実する (2) 住民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを充実する (3) 情報提供と福祉サービスの質の向上を図る
□ 誰もが参画できる地域共生社会を目指して、互いを認め合い尊重する意識の醸成に取り組みます。 □ 当事者（高齢者、障害者、こども、家族）等が参画する地域づくりの実践、尊厳のある本人らしい暮らしを支える権利擁護の一層の推進に取り組みます。	(1) 誰もが暮らしやすい地域づくりを進める (2) 一人一人の権利が尊重される社会を形成する ＜成年後見制度利用促進基本計画＞
□ 誰であっても地域の中で孤立せず、安心して暮らしていける地域づくりを目指して、社会を明るくする運動を中心に、官民一体で犯罪をした人等の支援に取り組みます。 □ 自然災害等の緊急時に備えたつながりの構築と支援体制の充実、当事者（高齢者、障害者、こども、家族）の視点を踏まえた市全体のユニバーサルデザインを進めます。	(1) 立ち直り支援の気運醸成とネットワークを構築する ＜再犯防止推進計画＞ (2) 緊急時に備え、日頃からのかわりを進める (3) 市全体のユニバーサルデザインを進める

3 地域福祉を推進する3つの層の考え方

地域福祉計画を着実に推進するため、地域福祉活動を3つの層で捉えます。それぞれの層では、制度や分野の枠を超えたつながりを育てていきます。

▼3つの層のイメージ



(関係団体からの意見)

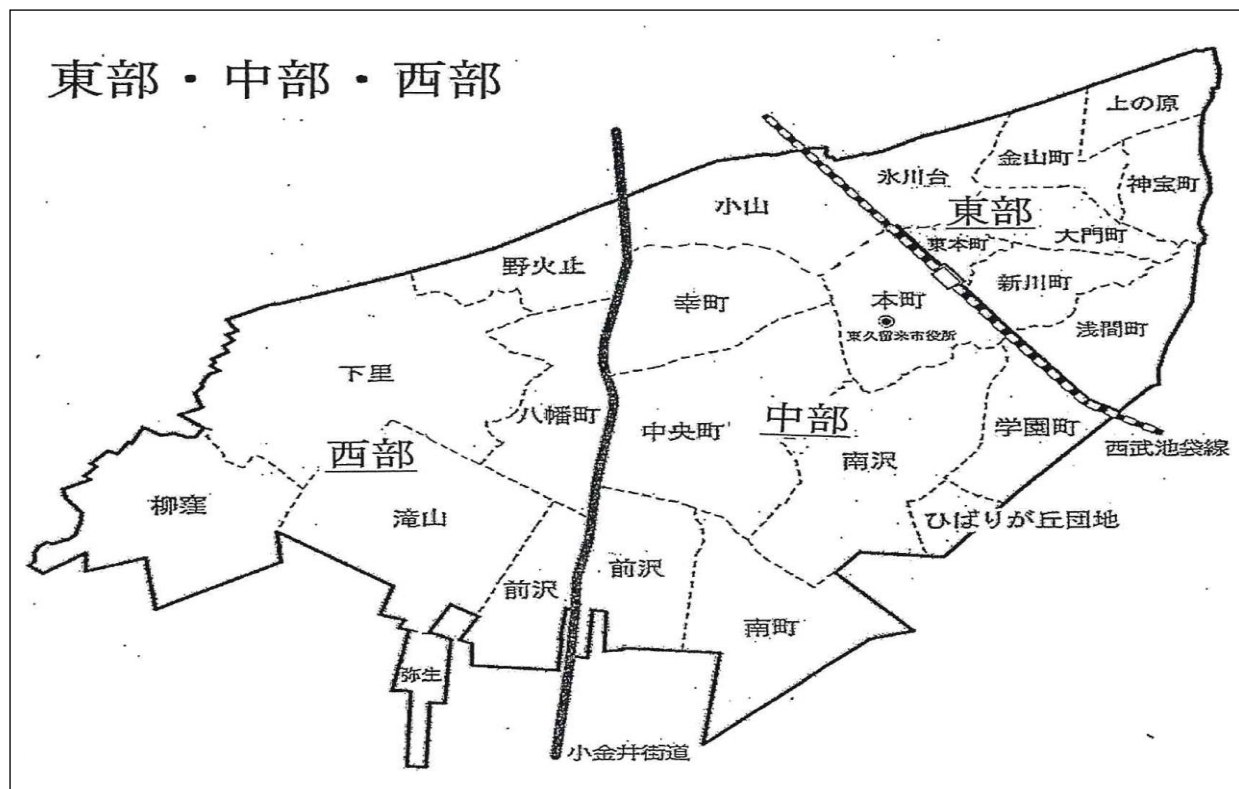
地区ごとにネットワークの構築（包括支援センターや中学校学区程度）、それを取りまとめる市行政のような仕組みをつくる。

3つの層の中間にあたる【3つの地域】を設定します。【3つの地域】では様々な分野の地域資源の“横のつながり”を構築すると同時に、住民主体の【近隣地区】と行政等が主体の【全域】の活動が効果的に連動する“縦をつなぐ”役割を果たします。

▼各層の活動主体と活動・機能（想定）

層	主な活動主体	主な活動・機能
近隣地区	住民 自治会 社会福祉法人 等	隣近所とのあいさつ・声かけ 地域行事、身近な集いの場づくり 住民同士の支え合い・助け合い活動 等
3つの地域	行政 社会福祉法人 関係機関 等	地域福祉コーディネーターの配置 近隣地域の活動支援 地域資源の連携 等
全域		全般的な施策の実施（啓発、福祉教育、情報等） 福祉活動に関わる人材・専門職の育成 多分野・多機関ネットワークの整備 等

▼3つの地域（図）



4 重点取組

基本理念の実現を目指して、地域福祉を推進する上で重点的に進める取組を定めます。

重点取組1 地域福祉コーディネート機能 の充実

- ・ 多様化する生活課題に地域全体で対応できるよう、地域資源を掘り起こしたり、様々な領域の専門職をつないだり、地域福祉を進化させる先導役となる地域福祉コーディネーターの増加と活動の充実に重点的に取り組みます。

重点取組2 複合的な課題に対応する 仕組みの構築

- ・ 生活困窮者、孤独孤立、ひきこもり等の複合的な要因があるケースへの包括的な支援と、潜在的な課題を解決する体制や資源開発を検討する多機関協働の仕組みを構築します。

重点取組3 地域福祉に関わる人材の育成 と活動支援

- ・ 福祉分野共通の課題である担い手不足解消のため、支援者の現状や活動の周知、情報発信の強化、養成講習・研修の充実に図り、担い手の確保・育成に重点的に取り組みます。

重点取組 1 地域福祉コーディネート機能の充実

地域福祉コーディネーターによる地域支援 福祉総務課 ＜基本目標1(5)＞	現状	平成 27 年 9 月から西部地域に地域福祉コーディネーターを配置（市社会福祉協議会に委託）し、弥生地区に「住みよいまち弥生」の組織を作り、住民の自主組織として運営できるようになった。運営までに地域福祉コーディネーターが関わって 5 年の年月を要したことから、支援体制の見直しが必要である。
	方針	住民の自主組織の活動を市全域に広げていくため、東久留米市社協と連携し、3 つのエリア毎に地域福祉コーディネーターを配置する。

地域福祉コーディネーターの育成 福祉総務課 ＜基本目標 1(5)＞	現状	令和 6 年 4 月現在、地域福祉コーディネーターは 1 名である。
	方針	3 つのエリア毎に地域福祉コーディネーターを配置できるよう、東久留米市社協と連携して増員を図る。

地域福祉コーディネーターによる相談支援の実施 福祉総務課 ＜基本目標2(1)＞	現状	地域福祉コーディネーターが西部エリアに配置されているため、他エリアでの個別相談への対応が限定される。
	方針	3 つのエリア毎にそれぞれの地域課題や地域資源を洗い出し、関係団体や関係機関との一層の連携を進める。 住民と協働して個別支援ができる仕組みづくりを進める。

重点取組 2 複合的な課題に対応する仕組みの構築

生活困窮者自立相談支援事業の推進 福祉総務課 ＜基本目標2(1)＞	現状	コロナ禍で生活困窮者自立支援制度が広く周知された結果、相談が増加し、内容も複雑多岐にわたるため、単独の支援機関では解決できないケースが増えている。
	方針	多機関連携による重層的な支援体制の構築に向け、庁内・関係機関との円滑な連携やネットワーク化、民生・児童委員、地域福祉コーディネーター事業（社会福祉協議会）等との協力体制の深化を図る。 身近な相談窓口や福祉関係機関と自立相談支援機関との連携し、生活困窮状態にある方の自立に向けた支援やつながりが途切れないと同時に、就労支援やこどもの学習支援、生活保護世帯の自立に向けた一体的で切れ目のない支援を行う。
地域福祉コーディネーターによる各種団体運営支援 福祉総務課 ＜基本目標2(2)＞	現状	地域福祉コーディネーターが中心となり、令和2年度にひきこもり家族会準備会を立ち上げ、令和5年度から支援団体主体の家族会となった。
	方針	複合的な要因のある孤独孤立問題やひきこもりのケースに対応するため、家族会の活動支援の継続、3つのエリア毎に地域特有の資源の活用と関係団体等との連携を進める。
重層的支援体制整備事業の実施 福祉総務課ほか	現状	対象や事業毎に関係団体・関係機関等の連携体制が構築されているが、実際の困難ケースに対処する性格が強い。
	方針	潜在的な相談者に支援を届ける体制の検討、既存の協議体で対応が難しいケース等で包括的な支援の検討、社会資源の開発の検討のため、重層的支援体制整備事業を実施する。

重点取組３ 地域福祉に関わる人材の育成と活動支援

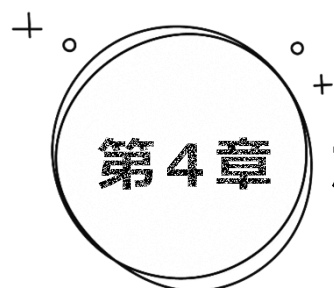
民生・児童委員への活動支援 福祉総務課 ＜基本目標１(２)＞	現状	民生・児童委員の定数に対する欠員状態が続き、一人一人の負担が大きいため、民生・児童委員の補充が必要となる。
	方針	国の委嘱基準（年齢、居住地、職場等）の見直しを注視しながら、民生・児童委員の定数確保に向けて、民生・児童委員活動の周知及び負担軽減の方法を検討する。

保護司への活動支援 福祉総務課 ＜基本目標１(２)＞ ＜基本目標４(１)＞	現状	保護司の担い手が不足している。犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動の認知度が高くない。
	方針	保護司会事務局の運営や保護対象者との面接場所の確保等の支援及び社会を明るくする運動等を通じて犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動の認知度の向上に努める。

認知症の方の暮らしを支える地域づくり・人材育成 介護福祉課 ＜基本目標１(２)＞	現状	新たな認知症カフェ、チームオレンジが設置された。認知症サポーター養成講座の参加者や、認知症サポーターステップアップ講座の受講者を増やす必要がある。
	方針	高齢化に伴う増加も予想される認知症の方の暮らしを支えるため、認知症サポーターステップアップ講座受講者未受講者への参加勧奨、キャラバンメイトを活用した認知症サポーター出前養成講座の推進、認知症の人やその家族と、地域住民、医療・介護の専門職などが集う認知症カフェの情報発信を行う。

ゲートキーパー養成講習 健康課 ＜基本目標１(２)＞	現状	市民及び関係機関の受講者数は、令和５年度までの４年間で１５１人（延べ）、庁内全職員対象の研修受講者数は令和５年度までの６年間で２６２人（述べ）となっている。
	方針	市民及び関係機関を対象とした講習を毎年開催し、地域にゲートキーパーの知識をもった市民及び関係者を増やし、支え合う地域づくりを目指す。 市職員対象の研修を毎年実施し、職員一人ひとりがゲートキーパーという意識を醸成していく。

(白紙ページ)



第4章 施策展開

第4章は、基本目標の実現に向けて進める施策と主な取組を記載しています。

基本目標 1 世代も分野も超える。誰もがつながる地域づくり

◇施策と主な取組



(1) 市民同士の身近なつながりを広げる

市民同士が健康づくり、生涯学習、スポーツ、あるいは自治会の活動を通じて自然と知りあいになり、日常的なつながりに広がるような機会となる取組を進めます。

主な取組	所管課
自治会活動支援事業	生活文化課
老人クラブ支援事業	福祉総務課
わくわく健康プラザ維持管理事業	健康課
地区センター管理運営事業	福祉総務課
地域センター管理運営事業	生活文化課
市民プラザ管理事業	生活文化課
生涯学習センター管理運営事業	生涯学習課
図書館管理運営事業	図書館
体育施設管理運営事業	生涯学習課
スポーツセンター管理運営事業	生涯学習課
市民スポーツの振興	生涯学習課
生涯学習活動の充実	生涯学習課
市民みんなのまつり運営事業	産業政策課

地域のお祭りが市民同士の交流や地域の活性化につながる趣旨のコラムを掲載予定

（２）地域で支え合う活動を後押しする

自分たちで暮らしやすい地域にするための市民活動や市民同士で支えあう互助の活動が活発になるよう、地域福祉にかかる人材育成と、ボランティア等の活動の場づくりを進めます。

主な取組	所管課
★民生・児童委員への活動支援	福祉総務課
★保護司への活動支援	福祉総務課
赤十字奉仕団への活動支援	福祉総務課
★認知症の方の暮らしを支える地域づくり・人材育成 （認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座）	介護福祉課
★ゲートキーパー養成講習の実施	健康課
音訳講習会	図書館
ファミリー・サポート・センター事業	児童青少年課（委託先：社会福祉協議会）
手話通訳等養成研修事業	障害福祉課
わくわく健康プラン推進事業（健康づくり推進員）	健康課
教育活動支援事業 （教育活動協力者（ゲストティーチャー））	指導室
環境美化推進事業（環境美化推進員）	環境政策課
公園ふれあいボランティア	環境政策課

★は重点取組

（３）地域での温かな交流の場を広げる

地域住民が中心となっていく世代や国籍等を超えた交流や居場所づくりがさらに広がるよう、関係団体、事業者、関係機関と連携して学校や商店等の施設・スペースをはじめとする様々な地域資源を活用する取組を進めます。

また、居場所のネットワーク化や３つの地域それぞれで世代や分野を超えた人たちが交流できる場を支援していきます。

主な取組	所管課
児童館管理運営事業（移動児童館含む）	児童青少年課
児童の居場所づくり事業	児童青少年課
こども食堂事業	児童青少年課
学校施設開放の実施	教育総務課
放課後子供教室推進事業	生涯学習課
住民主体の「通いの場」の活動支援	介護福祉課

(4) 社会とのつながりを支援する

個人や家族の置かれた様々な状況によって周囲とつながりづらい人や、つながりたいけどそれができない状況にある人が地域や社会とつながりやすくなるよう、就労や教育等の支援の充実を図ります。

主な取組	所管課
シルバー人材センターへの支援	福祉総務課
就労・創業支援事業	産業政策課
生涯学習活動の充実（基本目標1(1)再掲）	生涯学習課
障害者の就労や社会活動による生きがいづくりの推進	障害福祉課
母子・父子家庭自立支援給付金事業	児童青少年課
不登校対策事業	指導室

(5) 地域づくりを応援する体制を充実する

自治会活動の枠を超えて支えあう活動を一層進めるため、地域福祉コーディネーターの育成と活動しやすい環境整備を進めます。

主な取組	所管課
★地域福祉コーディネーターによる地域支援	福祉総務課(委託先:社会福祉協議会)
★地域福祉コーディネーターの育成	福祉総務課(委託先:社会福祉協議会)
地域福祉コーディネーターの活動支援環境の整備	福祉総務課(委託先:社会福祉協議会)

★は重点取組



地域福祉コーディネーター

地域福祉コーディネーターは、様々な生活課題の解決に向けて活動する、地域の福祉力を向上させるために欠かせない存在です。具体的には以下のような活動を行います。

- まもる：「見守り・相談・つなぎ」を促進し、セーフティネット機能を構築・推進する。
- 支える：自治会やボランティアのサポート等、地域の担い手と活動を支える。
- つなぐ：多様な支援をつなぐとともに、支援者間の連携を促進する。
- つくる：新たなインフォーマルなサービスや担い手育成を検討する。

基本目標 2 ともに支え合う。地域課題や困りごとの 発見・相談・支援の仕組みの充実

◇施策と主な取組



(1) 地域課題や困りごとの発見・相談の仕組みを充実する

困りごとを抱える人やその家族から相談を受けつける窓口の周知を様々なルートから行います。相談窓口で専門以外の相談も受け付け、専門の相談機関等に円滑につなげる仕組みを一層強化します。

また、支援が必要な状況でありながら自らＳＯＳを発することが難しいケースや相談をあえてしないケースに対し、アウトリーチ活動（積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける活動）を通じて、支援が必要な人やその家族の状況を早い段階で発見する取組を関係団体、事業者、関係機関と連携して進めます。

主な取組	所管課
★地域福祉コーディネーターによる相談支援の実施	福祉総務課
★生活困窮者自立支援事業の推進	福祉総務課
障害者の相談支援体制の充実・強化等	障害福祉課
健康相談事業	健康課
高齢者虐待事例検討会事業	介護福祉課
障害者虐待防止相談事業	障害福祉課
こども家庭センター相談事業	こども家庭センター
男女平等推進センター相談事業	生活文化課
配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援	生活文化課
消費生活相談事業の充実	生活文化課
教育センター維持管理事業	指導室
教育相談事業	指導室
スクールカウンセラー配置事業	指導室
スクールソーシャルワーカー配置事業	指導室

★は重点取組

（２）住民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを充実する

多様化・複合化する地域課題や福祉ニーズに対する包括的な対応とともに、課題やニーズの発生を未然に防ぐことができるよう、関係団体、事業者、関係機関と協働して取り組む体制の充実を図ります。

主な取組	所管課
★地域福祉コーディネーターによる各種団体運営支援	福祉総務課
民間事業者や大学等との包括的連携事業	企画調整課
市民協働推進事業（市民活動団体との協働事業）	生活文化課
自殺防止（生きる支援）対策の啓発	健康課
自殺対策推進協議会	健康課

★は重点取組

（３）情報提供と福祉サービスの質の向上を図る

住民が知りたい福祉情報や利用したいサービス情報を迅速に入手できるよう、本市（行政）が提供・発信する全ての情報のアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図ります。

また、利用者が市内で質の高い福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス事業者の円滑な運営とサービスの質の向上に対する取組の確認・支援を行います。

主な取組	所管課
広報発行事務	秘書広報課
ホームページ運営事務	秘書広報課
資料情報の提供・管理事業 （ハンディキャップサービス等を含む）	図書館
手話通訳者等派遣事業	障害福祉課
男女平等推進センターの機能強化と情報発信の充実	生活文化課
外国人に必要な多言語での情報提供・やさしい日本語の活用	生活文化課
福祉サービス第三者評価制度の普及啓発・受審勧奨	障害福祉課 介護福祉課 子育て支援課
指導検査の実施	障害福祉課 介護福祉課 子育て支援課

基本目標 3 誰もが主役になる。多様性の尊重と権利擁護の推進

◇施策と主な取組



(1) 誰もが暮らしやすい地域づくりを進める

誰もが暮らしやすい地域共生社会を形成するため、あらゆる世代への啓発活動や対象者への支援を通じて、互いの違い、背景、価値観等を認め合う多様性の尊重の浸透、偏見や差別をなくす心のバリアフリーの取組、当事者（高齢者、障害者、こども等）とその家族や事業者の意見を福祉施策や地域づくりに反映する取組を進めます。

主な取組	所管課
人権啓発事業	生活文化課
男女共同参画啓発・研修事業	生活文化課
心のバリアフリーの推進	障害福祉課
高齢者権利擁護事業 (高齢者虐待の防止と養護者支援)	介護福祉課
外国人に必要な多言語での情報提供・やさしい日本語の活用（基本目標2(3)再掲）	生活文化課
日本語学習支援事業(日本語学習指導員の配置)	指導室
日本赤十字社協力事業	福祉総務課

コラム

多文化共生

総務省の「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」（令和2年9月）の中で、多文化共生を「国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しています。

計画では4つの取組（①コミュニケーション支援、②生活支援、③意識啓発と社会参画支援、④地域活性化の推進やグローバル化への対応）と、多文化共生施策の推進体制の整備を示しています。

（２）一人一人の権利が尊重される社会を形成する

＜成年後見制度利用促進基本計画＞

◆計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等により判断能力が低下し、自分一人で契約や財産管理等が難しい人も本人らしく暮らせるように、本人の権利を法的に守る制度です。我が国が超高齢社会を迎えたことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、自治体が制度利用の促進に関する基本的な計画を定め、体制の整備を講ずるよう努めることが明記されました。

国の動きを受けて本市は、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続しながら地域に参画できるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援を東久留米市社協と連携する体制を整備し、情報共有や成年後見人の確保等に取り組んできました。令和4年度には中核機関業務を委託し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化等も進めているところです。

このたび、地域福祉の取組の一つであるこの施策を「東久留米市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけることで、地域福祉の取組と連動させながら、成年後見制度の利用促進を図るものとします。

◆中核機関の整備・運営方針

東久留米市社会福祉協議会に中核機関業務を委託して実施する体制を継続します。

◆主な取組

誰もが自分の意志を尊重され、地域社会で安心して暮らしていけるよう、相談支援、権利擁護事業や成年後見制度の利用促進、後見人等の育成、支援の円滑な実施に向けた地域連携ネットワークの充実を図ります。

成年後見利用促進の分類	主な取組	所管課
権利擁護に関する相談支援の充実	成年後見制度に関する相談	福祉総務課(※)
	学校教育における認知症についての理解促進 (認知症サポーター養成講座)	介護福祉課
	高齢者権利擁護事業 (高齢者虐待の防止と養護者支援) (基本目標3(1)再掲)	介護福祉課
成年後見制度の適切な利用促進	成年後見制度申立手続き支援	福祉総務課(※)
	成年後見制度に関する普及啓発活動	福祉総務課(※)
	専門職団体との調整	福祉総務課(※)
	成年後見人の報酬助成	福祉総務課 障害福祉課 介護福祉課

成年後見利用促進の分類	主な取組	所管課
後見人等の育成・活躍支援	成年後見人等の支援(専門職・親族等)	福祉総務課(※)
	社会貢献型後見人(市民後見人)等の育成、推薦	福祉総務課(※)
	後見監督業務の実施	福祉総務課(※)
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	地域ネットワークの活用	福祉総務課(※)
	成年後見制度中核機関運営委員会の設置	福祉総務課(※)
	行政機関への支援	福祉総務課(※)

(※)委託先:社会福祉協議会

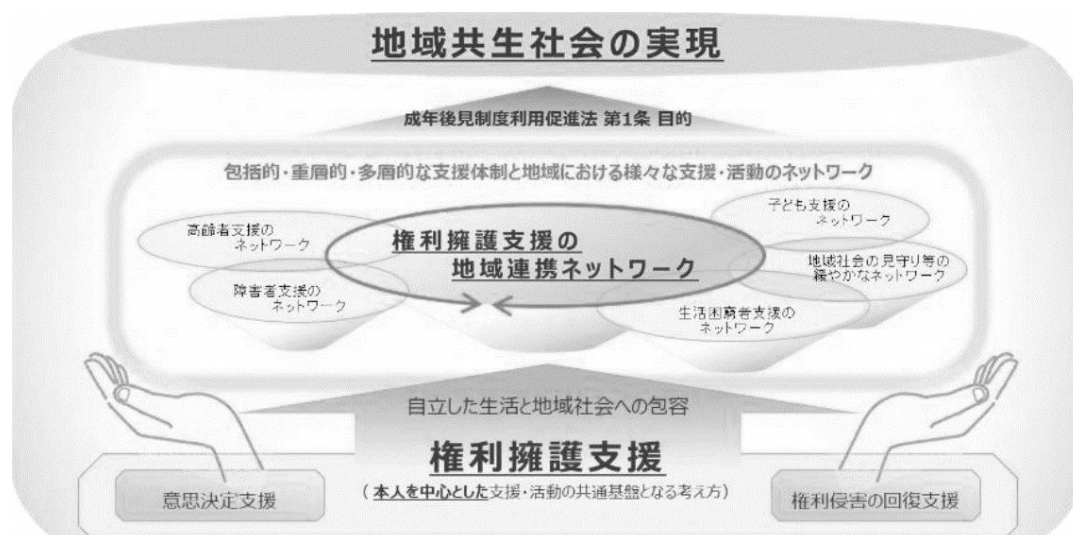
◆推進体制

成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況を成年後見制度中核機関運営委員会に報告します。また、今後の法制度の変更等を踏まえて、一人一人の権利を適切に守ることのできる仕組みを検討・実施します。

コラム

成年後見制度の利用促進の基本的な考え方（国）

地域共生社会実現を目指す包括的支援体制において、本人を中心にした支援・活動の共通基盤として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進される成年後見制度の利用促進をさらに進める。



資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画と総合的な権利擁護支援策の充実について」

基本目標 4 社会の基盤をつくる。安心して暮らし続けられる地域づくり

◇施策と主な取組



(1) 立ち直り支援の気運醸成とネットワークを構築する

＜再犯防止推進計画＞

◆計画策定の趣旨

全国における刑法犯の検挙人員は平成16年をピークに減少する一方、検挙人員に占める再犯者の割合を示す再犯者率は上昇傾向にあり、近年は約半数が再犯者という状況です。こうした状況を受けて、これまでは主に刑事司法機関が実施してきた再犯防止の取組は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、自治体が再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定め、対策を講ずるよう努めることが明記されました。

本市では長年、民間協力者である保護司と協力して、犯罪や非行の防止と立ち直りを支えることを目的とする「社会を明るくする運動」を進めてきました。今後も保護司をはじめ、関係機関や関係団体等と連携して、地域社会で孤立することなく、必要な支援を受けながら社会復帰を果たす環境づくりを進める必要があります。

このたび、地域福祉の取組の一つであるこの施策を「東久留米市再犯防止推進計画」として位置づけることで、再犯防止に必要な福祉サービスや就労・住居確保の支援等を地域福祉の取組と連動させて進め、再犯防止という視点から誰もが参画する地域の実現を目指すものとします。

◆再犯防止施策の対象者

犯罪をした者、非行のある少年、非行少年であった人で、市内に居住する（見込みのある）人です。

再犯の防止等の推進に関する法律

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

◆主な取組

犯罪をした人等が地域の中で孤立せずに地域社会で暮らしていけるよう、多くの分野と連携して包括的な再犯防止の地域づくりを進めます。

取組にあたっては、保護司や民間協力者が安心して活動できる環境や、犯罪をした人等のプライバシーの配慮等を勘案して、持続可能な支援を目指します。

再犯防止の分類	主な取組	所管課
就労・住居の確保等	シルバー人材センターへの支援 (基本目標1(4)再掲)	福祉総務課
	住居確保給付金の支給	福祉総務課
	就労・創業支援事業 (基本目標1(4)再掲)	産業政策課
保健医療・福祉サービスの利用の促進	生活困窮者自立相談支援 薬物乱用防止の啓発、薬物・アルコール依存者への相談支援	福祉総務課
学校等と連携した修学支援の実施等	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置、立ち直り・学び直し支援	指導室
民間協力者の活動の促進	★保護司への活動支援(基本目標1(2)再掲)	福祉総務課
	民間協力者の活動支援	
地域による包摂の推進	社会を明るくする運動の推進	福祉総務課
再犯防止に向けた基盤の整備	東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会事業	防災防犯課
	防犯協会支援事業	防災防犯課

★は重点取組

◆推進体制

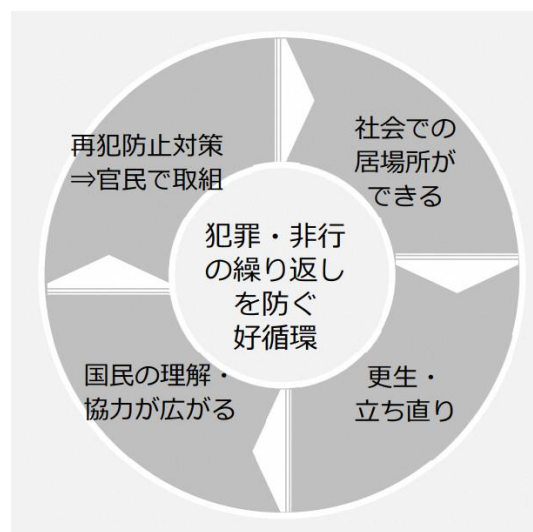
再犯防止推進計画は、地域福祉計画の進行管理と連動させて推進します。

コラム

再犯を防ぐ取組の好循環

再犯の背景として、出所後に仕事や帰るべき場所がなく、社会で居場所がないことにより孤立し、結果として犯罪・非行を繰り返してしまう悪循環が指摘されています。

出所者等を社会から排除・孤立させず、必要な更生支援を行うことにより、地域で再び受け入れる好循環を構築することが必要です。



資料：法務省「宣言：犯罪に戻らない・戻さない（イメージ図）」をもとに作成

（２）緊急時に備え、日頃からのつながりを進める

自然災害等の緊急時に自然と声をかけあうことができるよう、市民同士が日頃から顔見知りの関係を築く機会となる地域の防災訓練や地域防災の活動に取り組みます。

また、避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等）の名簿を作成しておき、平時から個別の避難支援体制を整えておく、避難行動要支援者支援事業を地域と連携して進めます。

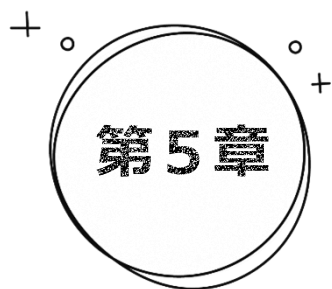
主な取組	所管課
防災訓練事業	防災防犯課
防災啓発事業	防災防犯課
自主防災組織育成事業	防災防犯課
消防団運営事業	防災防犯課
日本赤十字社協力事業（基本目標3(1)再掲）	福祉総務課
避難行動要支援者支援事業	防災防犯課

（３）市全体のユニバーサルデザインを進める

市全体でユニバーサルデザイン^５を進めるため、地域公共交通の充実、当事者（高齢者、障害者、こども、家族）の視点を踏まえた公共施設・公園等のバリアフリー化、安全な歩行空間の確保に取り組むとともに、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

主な取組	所管課
東久留米市デマンド型交通の実施	道路計画課
誰もが使いやすい公共施設の整備	行政経営課・施設所管課
誰もが使いやすい公園の整備	環境政策課
放置自転車等対策事業	管理課

^５ ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能のように都市や生活環境をデザインすること（障害をなくすバリアフリーの考え方も包含）。国では、ユニバーサル社会実現推進法（平成 30 年 12 月施行）に基づき、障害者、高齢者等にとって日常生活や社会生活を営む上での社会的障壁（障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等）を除去し、教育、就業、社会参画、言語、意思疎通、情報、防災、選挙等において自立した日常生活及び社会生活が確保される社会を目指している。



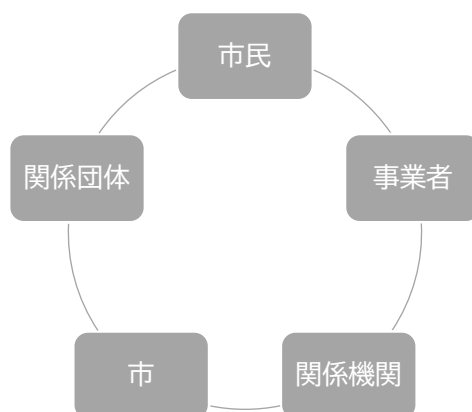
第5章 計画の推進方策

第5章は、地域福祉計画を進めていくための考え方と進行管理の方法を記載しています。

1 協働を基盤とする計画の推進

誰もが地域で生き生きと安心して暮らしていくために、市民、関係団体、事業者、関係機関、市がそれぞれに主体的に創意工夫し、相互に協働を基盤に地域福祉を推進します。

▼地域福祉の主体と期待される役割

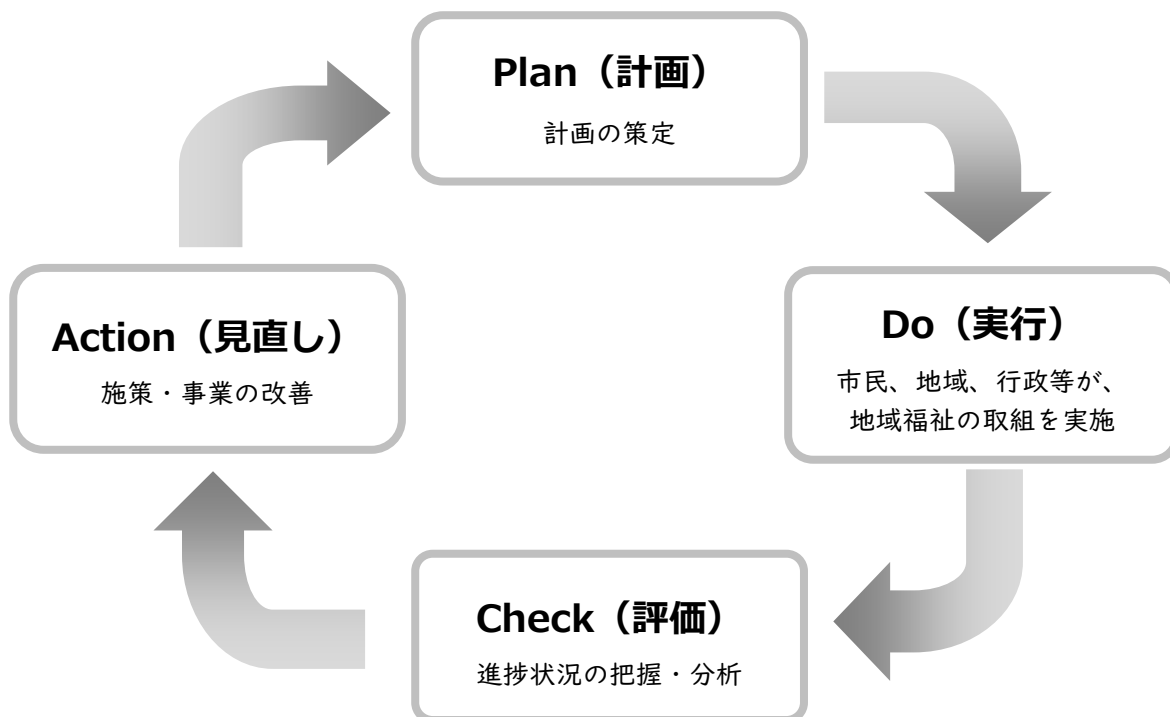


主体	期待される役割
市民	市民は、あいさつ、SNS、趣味の活動や季節行事への参加など、自分らしい方法で身近な交流を深めましょう。また、地域活動などの助け合いに可能な範囲で協力しましょう。
関係団体	関係団体は、地域福祉活動の強力な担い手となり、各々の活動を通して地域課題に取り組むとともに、地域の潜在的な課題を発見し、市や関係機関につなぐ役割が期待されます。
事業者	福祉サービス事業者は、利用者本位のサービスを提供するとともに、地域の福祉拠点としての役割が期待されます。 商店や企業等は、地域社会の一員として、独自のアイデアやノウハウを駆使し、より良い地域づくりに貢献する役割が期待されます。
関係機関	社会福祉法人は、高い専門性を生かし、地域における公益的な取組を実践する役割が期待されます。特に東久留米市社協は、市と一体となって、地域福祉活動の中心的な役割を果たすことが期待されます。 教育機関、医療機関、消防、警察、国や都の行政機関等は、その専門性を発揮し、市民生活を支え、安心・安全な地域づくりに貢献する役割が期待されます。
市	市は、地域共生社会の実現に向けて市民と関係機関の協力を得られるよう、リーダーシップとコーディネート力を発揮し、人材育成、拠点整備、仕組みの構築など、地域福祉の基盤づくりに取り組みます。 また、地域福祉に係る活動がより効果的になるよう、あらゆる場面でデジタルツールの活用を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、P D C Aサイクルの考え方にに基づき実施します。

▼P D C Aサイクルのイメージ



本市の地域福祉の考え方や市内の様々な地域福祉活動については、市報、市のホームページ、SNS、メディア、関係団体等を通じて広く周知し、地域福祉の普及に努めます。

計画担当課において、毎年、計画の施策・事業の実施状況を点検し報告を受け、庁内関係課と連携して、施策・事業の改善に反映します。

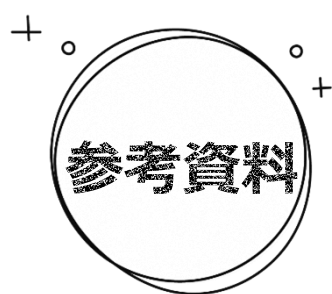
今後、社会情勢の大きな変化や、関係する法律・制度の改正等が進むことから、計画策定から5年後（令和11（2029）年度）を目途に本計画の見直しの必要性を検討します。本計画を見直す場合は、当事者を含む市民、関係団体、事業者、関係機関等の意見を踏まえて行います。

3 進捗状況を測る指標

本計画を着実に推進するために、重点的な取組の進捗状況を測る指標を定めます。

目標は行政の取組だけで達成できるものではなく、市民や関係団体等と一緒に目指すもの
とします。

指標	基準 令和 6（2024）年度	目標 令和 11（2029）年度
地域福祉コーディネーターの人数	1 人	3 人
地域福祉コーディネーターの配置	西部エリア	全 3 エリア
住民の自主組織の設立	西部エリア	全 3 エリア ※年度は決めない
重層的支援体制整備事業の実施	未実施	実施
民生・児童委員の人数	54 人 (定数 80 人)	60 人 (定数 80 人)
認知症サポーター養成講座受講者数	延べ 8,288 人 (令和 5 年度末時点)	延べ 11,288 人
ゲートキーパー講習等の実施	市民・関係機関対象 年 1 コース 市職員対象 年 1 回	市民・関係機関対象 年 1 コース 市職員対象 年 1 回



1 第3次計画の振り返り

〔第3次計画 施策1 新たな支え合いをめざす〕

▼1.1 ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり

- 平成27年9月に市西部地域に地域福祉コーディネーターを配置（市社会福祉協議会委託）し、行政やNPOと地域福祉コーディネーターの連携はできた。
- 地域福祉コーディネーターと生活困窮相談支援員が協力して個別支援に取り組む体制ができた。
- 地域福祉コーディネーターの活動指標を作り、地域福祉コーディネーターを支援する体制を作ることを目指したが、活動指標を数値化することは難しく、活動件数を見える指標とした。その他、行動分類や連絡連携先を表とグラフで見える化した。
- モデル地域（試行事業）として弥生地区に「住みよいまち弥生」の組織を作り、住民の自主組織として運営できるようになった。
- 地域福祉コーディネーターの活動を西部地域以外に広げるよう検討したが、コロナ禍による活動制限及び検証の困難さ等により、試行実施の位置づけのままとされている。
- ひきこもり相談を中心に個別支援は西部地域以外も対応した。

▼1.2 地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ

- 地域活動団体と協力した事業推進に向け、地域福祉コーディネーターが中心となり、令和2年度から、ひきこもり家族会準備会を立ち上げ、令和5年度から、当事者と支援団体主体の家族会となった。
- コロナ禍で地域資源の発掘や各活動団体との連携が取れなかったが、できることから始めることとし、ひきこもり家族会の立ち上げと、フードパントリーの支援を行っている。
- 弥生地区の地域づくりの取組は東京都社会福祉協議会の取材を受け、「チームで取り組む地域共生社会づくり」という小冊子となった。
- 個別のモデル活動支援の検証を行い、活動の効果や課題克服のポイントなどを整理し、他地域での活動に広げていくため、市は平成30年2月に前期（平成27～29年度）の地域福祉コーディネーターの検証を行った。

〔第3次計画 施策2 地域の福祉課題に対応する〕

▼2.1 「支援付き地域」づくり

- 地域福祉コーディネーターは地域づくり活動を通して、地域（住民や団体）で担うこと、行政や専門機関等の公的な対応で担うことを「しくみ」として定着を図っている。
- モデル地区（弥生地区）では住民が対応できる仕組みが整いつつある。

〔第3次計画 施策3 地域福祉を推進する公助の役割〕

▼3.1 利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備

①相談窓口、コーディネート機能の強化

- 地域福祉コーディネーターによる個別支援は、西部地域だけでなく、市内全域からひきこもり等の相談に応じ、専門機関につなげるなどの対応を行っている。

②権利擁護体制、サービスの質の確保

- 市は、成年後見制度中核機関運営事業を委託している市社会福祉協議会と連携し、次のことを行っている。
 - 市社会福祉協議会に苦情対応機関を設置。
 - （周知、PR）市社会福祉協議会により、成年後見制度の周知として、専門職を講師とした市民向け説明会を開催。
 - （利用促進）市と市社会福祉協議会等が連携し、支援が必要な人に対する市長申立や親族申立の支援。
 - （市民後見人の養成等）市社会福祉協議会は、隔年で市民後見人の養成を実施。市民後見人が受任した場合は成年後見監督人となっている。
 - 相談件数の増加に伴い、市社会福祉協議会において体制の強化を図った。

▼3.2 利用者への情報提供の充実

- 市は、ホームページ等によるインターネットで福祉情報の提供を行っている。
- 地区センターの指定管理者である市社会福祉協議会が高齢者向けのスマホ教室を開催するなど、デジタルデバйд対策を実施している。

▼3.3 在宅療養の推進

- 障害者の日常生活を補助し、費用を軽減する目的で、たん吸引器やストマ用装具等の購入及び修理費を支給しており、障害者手帳取得時等の制度説明を充実させた。
- 市は東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、次の取組を行っている。
 - 地域の医療・介護の資源の把握
 - 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
 - 医療・介護関係者の研修
 - 地域住民への普及啓発
- 同協議会は年3回開催し、「医療・介護関係者の情報共有（ICT等）」と「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築」の専門部会、多職種研修の開催により、介護・医療関係者の連携を図っている。
- 市は、東久留米市在宅療養相談窓口を設置（東久留米市白十字訪問看護ステーションへ委託）し、市民及び関係者の相談に応じる体制の充実を図った。
- 東久留米市在宅療養ガイドブック作成配布（市公式サイト掲載）、在宅療養シンポジウムの実施（毎年開催）など、啓発活動を実施している。

▼3.4 生活自立支援施策の充実

①自立相談支援事業

- 生活困窮者の自立を支える地域づくりを目指し、生活困窮者自立支援法施行当初より、自立相談支援事業及び住居確保給付金事業を主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を設置して相談者のニーズに対応している。
- ハローワークを活用した就労支援、就職後の定着支援を行っている。
- 生活困窮者自立支援事業と各相談支援機関と連携し、生活再建を実施している。
- 市でこどもの学習支援事業を実施し、こどもの自立の一助となっている。
- 任意事業のうち未実施である就労準備支援事業や家計相談支援事業等については自立相談支援事業で補完している。

②連携に基づく事業推進の視点

- 生活困窮者を多様なルートから早期発見し、相談支援につなげる関係機関同士の連携を進めた。主な取組は次の通り。
- 生活保護法に基づく面接相談員、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援員との相談支援検討会を原則月1回開催し、生活保護相談のケース情報を共有している。
- 地域住民の身近な相談先である民生委員と自立相談支援機関との連携、公共料金等の滞納解消や多重債務者相談窓口との連携、地域包括支援センターと自立相談支援機関との連携等を進めた。
- 保健師がメンタルヘルス関連の研修やゲートキーパー養成講座に参加し、相談者へのアセスメント力の向上を図った。
- 令和元年度に各相談窓口による市内情報共有会議を開催し、コロナ禍初期から市内で連携した対応を実施できた。
- 学校教諭、スクールソーシャルワーカー等から自立相談支援機関につながるケースがあった。令和6年度設置予定の「こども家庭センター」との連携も進める。

③人的支援体制の整備

- 自立相談支援事業・住居確保給付金事業にあたり、計画通り、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を配置した。
- コロナ禍で住居確保給付金が事業拡大されて以降、相談件数が飛躍的に伸び、現在も相談数が高止まりの状況である。これを機に自立相談支援事業にかかる相談体制を強化して業務を運営している。

▼3.5 災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援計画）の推進

- 災害時要援護者及び避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図るため、災害時要援護者登録名簿を随時更新している。令和5年11月末時点登録者815人。
- 避難行動要支援者の避難支援体制の整備に向け、市内委員会を令和5年3月に設置し、検討を進めている。
- 東久留米市災害時要援護者避難支援計画は、東久留米市避難行動要支援者避難支援計画に改める予定（令和6年2月予定）である。（次期計画では「避難行動要支援者対策（東久留米市避難行動要支援者避難支援計画）」となる）。

▼3.6 参加と交流の促進

①社会参加の促進

- 就労の促進に向け、就労支援事業、雇用促進パネル展の実施、市役所における職場体験受け入れにより、障害者の就労を促進している。
- 障害者地域生活支援センターにおいて、創作・文化活動・フットサル大会等、学習活動やレクリエーション活動を実施し、障害者の自立支援と地域交流を図っている。
- 生涯学習団体、NPO法人、指定管理者等と市民が連携し、それを市が応援していく体制づくりを進めている。市立生涯学習センターでは、市民が年間を通して生涯学習活動に利用すると同時に、施設指定管理者によるコンサートなどの自主事業、市教育委員会による生涯学習事業をNPO法人東久留米市文化協会と協働で行っている。
- スポーツを安全・安心に行うことができるよう、各施設の適正な管理運営、指導員や団体の運営に携わる人材の確保・育成を推進している。市スポーツセンター・NPO法人東久留米市体育協会を通してスポーツ教室事業等を実施している。また、スポーツ推進委員とともに障害者スポーツを実施している。

②交流の促進

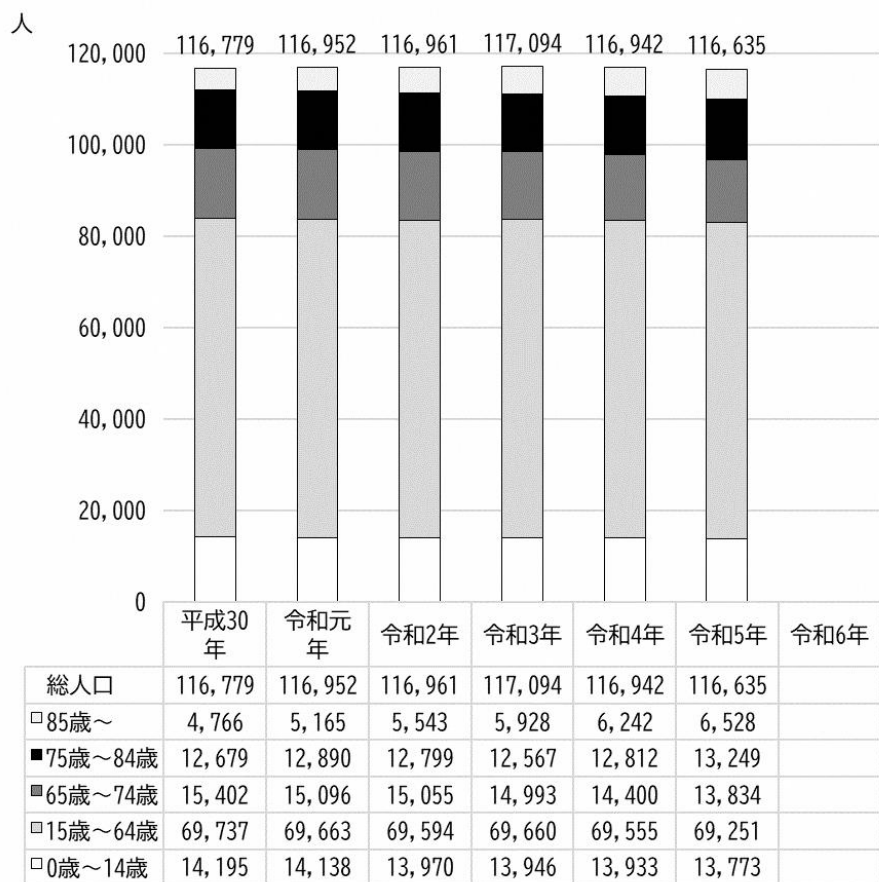
- 地域の新たなつながりづくりを進めるため、地域福祉コーディネーターとともに、モデル地区（弥生）にある社会福祉法人の施設を借りて秋祭りを開催し、こどもから高齢者まで交流できる機会を作った。現在は住民の自主組織として秋祭りを開催している。

▼3.7 福祉のまちづくりの推進

- 道路について、全ての人が安全で快適に歩行・移動ができるよう、歩車道の分離、歩道の平坦性や有効幅員の確保等のバリアフリー化に取り組んだ。
- 上の原土地区画整理事業において、公共施設と宅地の一体的な整備の面的実施や、土地利用の改善を誘導した。
- 建築物、道路、公園等の新設または改修の際に、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を図るとともに、整備後の現地確認も行った。

2 統計データ

▼人口推移



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

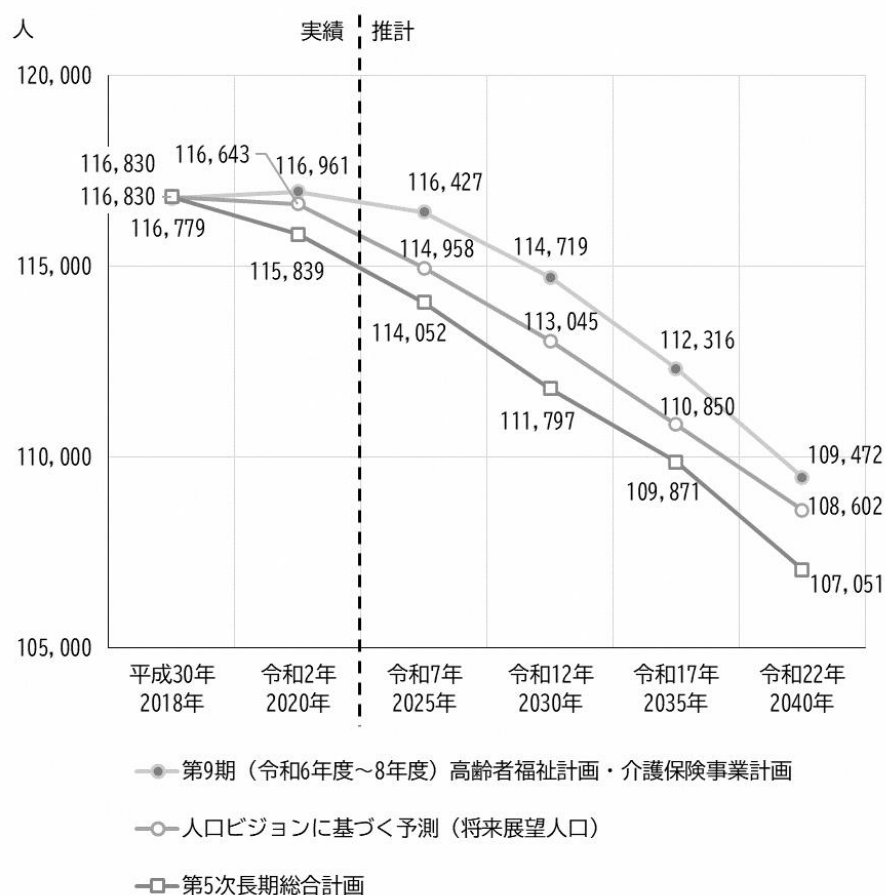
▼人口動態（人）

区分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人口増減		66	20	91	30	-99	-308
社会動態	転入	5,551	5,576	5,632	5,313	5,516	5,249
	転出	5,125	5,120	4,970	4,768	4,874	4,831
	増減	426	456	662	545	642	418
自然動態	出生	780	759	710	711	663	653
	死亡	1,147	1,205	1,305	1,263	1,444	1,430
	増減	-367	-446	-595	-552	-781	-777
その他の増減		7	10	24	37	40	51

（注）転出には国外転出を含む

出典：市民部市民課

▼将来人口推計



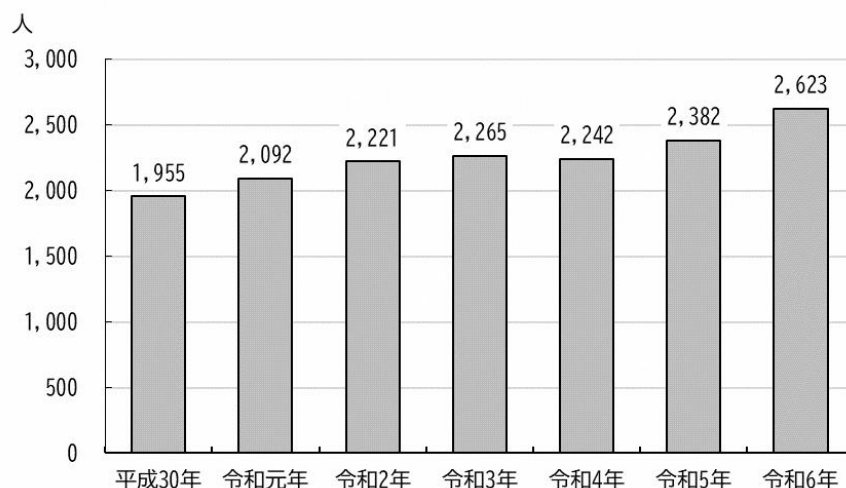
▼年齢別将来人口推計（人、％）

区分		令和5年 実績	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和5年→ 令和22年
総人口		116,635	116,427	114,719	112,316	109,472	-7,163
0歳～14歳		13,773	13,582	12,759	11,927	11,513	-2,260
15歳～64歳		69,251	69,113	67,400	64,366	60,069	-9,182
65歳以上		33,611	33,732	34,560	36,023	37,890	4,279
内訳	65～74歳	13,834	13,072	14,036	16,428	18,117	4,283
	75～84歳	13,249	13,632	12,542	10,930	11,837	-1,412
	85歳以上	6,528	7,028	7,982	8,665	7,936	1,408
65歳以上の割合（％）		28.8	29.0	30.1	32.1	34.6	5.8ポイント増
85歳以上の割合（％）		5.6	6.0	7.0	7.7	7.2	1.6ポイント増

出典：実績は住民基本台帳（各年10月1日）

年齢別将来人口推計は第9期（令和6年度～8年度）高齢者福祉計画・介護保険事業計画

▼外国人住民



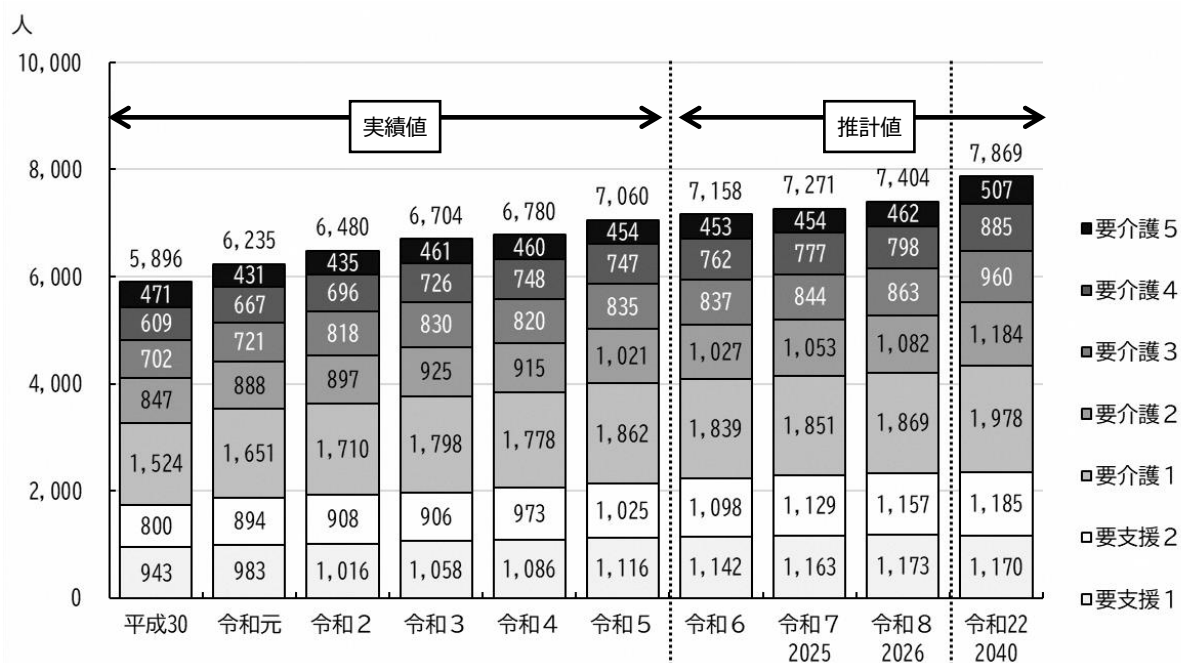
出典：住民基本台帳（各年1月1日）

▼一般世帯の世帯構成（％）

区分	核家族世帯	3世代世帯	一人暮らし 高齢者世帯	高齢夫婦世帯
全国	54.1	4.2	12.1	11.7
東京都	45.7	1.3	11.2	7.8
東久留米市	59.5	2.0	14.9	12.7

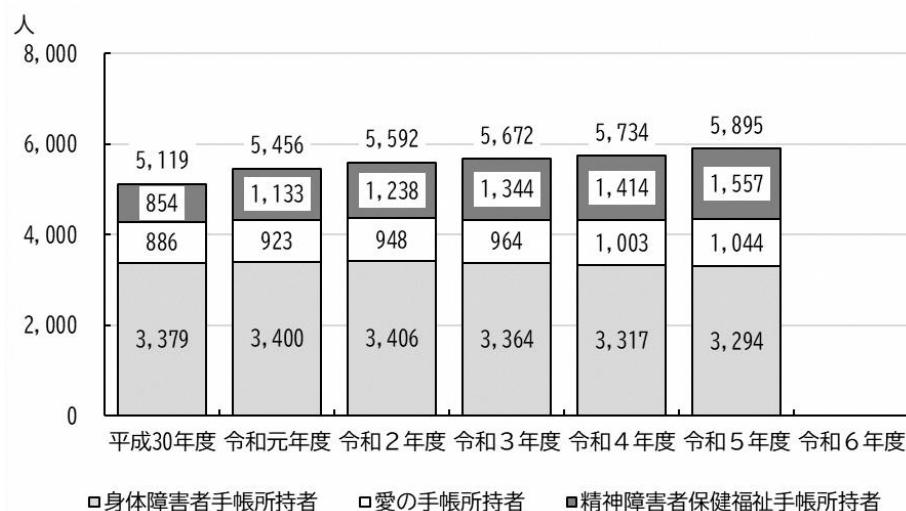
出典：国勢調査（令和2年）

▼要介護（要支援）認定者数推計（第1号被保険者のみ）



出典：実績は介護保険事業報告（各年9月末現在）、推計は「見える化」システム（令和5年12月推計）

▼障害者手帳等手帳所持者数



出典：障害福祉課（各年4月1日）

▼自立支援医療受給者数（人）

区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
自立支援医療（精神通院医療） 受給者	2,251	2,191	2,270	2,509	2,509	2,602	2,710
自立支援医療費助成を受けている 発達障害者	153	183	230	271	308	340	365

出典：障害福祉課（各年4月1日）

▼難病医療費助成受給者数（人）

区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
難病医療費助成受給者	894	895	964	1,019	999	991	1,001
小児慢性医療費助成受給者	81	77	87	95	86	80	58

※重複含む

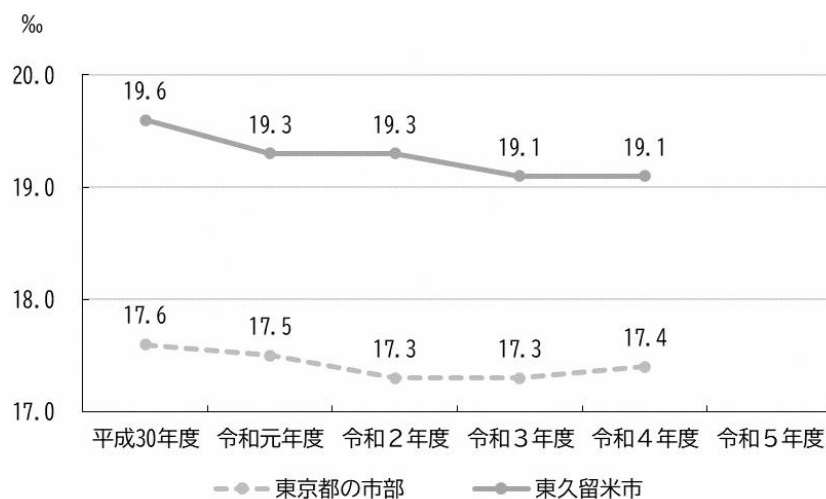
出典：障害福祉課（各年4月1日）

▼生活保護被保護世帯・人員

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
被保護世帯（世帯）	1,696	1,698	1,704	1,707	1,724	
被保護人員（人）	2,284	2,244	2,224	2,205	2,198	

出典：東京都福祉局「年報（福祉・衛生行政統計）令和4年度」

▼生活保護保護率（単位は‰（パーミル 1,000 分の 1））



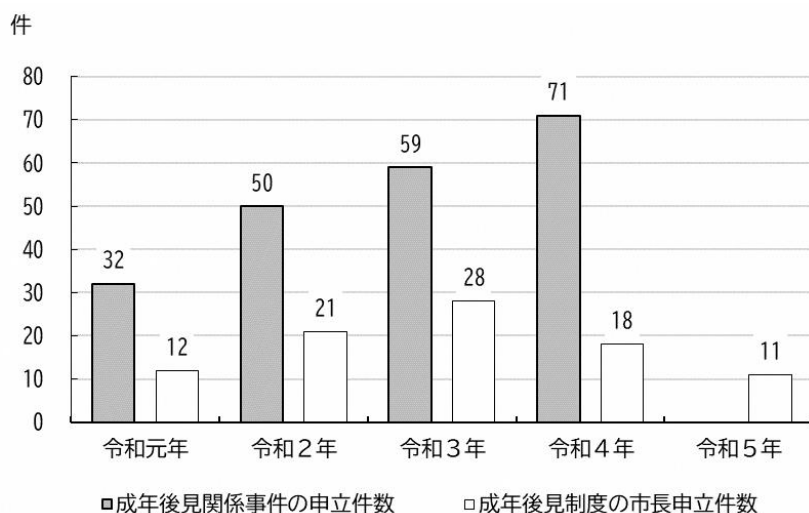
出典：東京都福祉局「年報（福祉・衛生行政統計）令和4年度」

▼生活福祉資金貸付件数（件）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
福祉費	本則	10	12	7	6	14
	総合支援資金 （コロナ特例）	-	-	828	907	131
緊急小口資金	本則	-	-	-	1	-
	緊急小口資金 （コロナ特例）	-	18	1,039	433	152

出典：東久留米市社会福祉協議会

▼成年後見の申立件数



出典：東京家庭裁判所（各年1月～12月）

＊市長申立て：成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに市町村長（首長）が申立てを行う仕組みのこと。

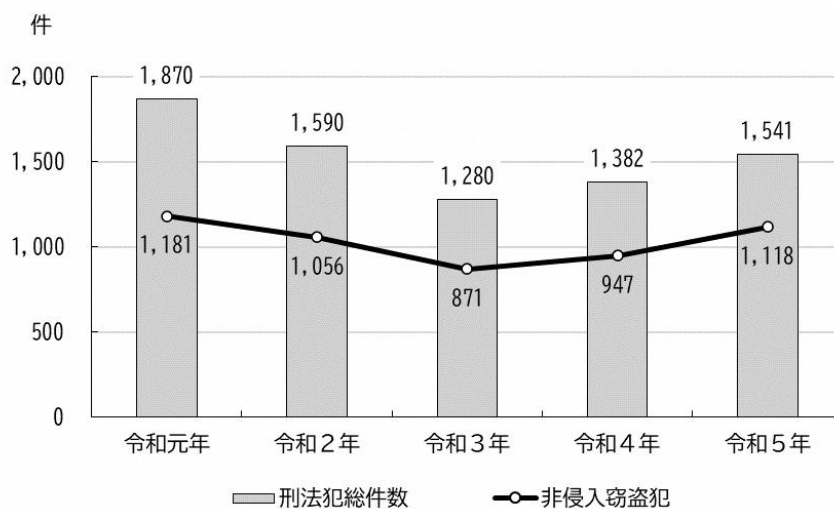
▼成年後見制度の相談件数（件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度の相談件数					

※件数は庁内各課、社会福祉協議会の合算

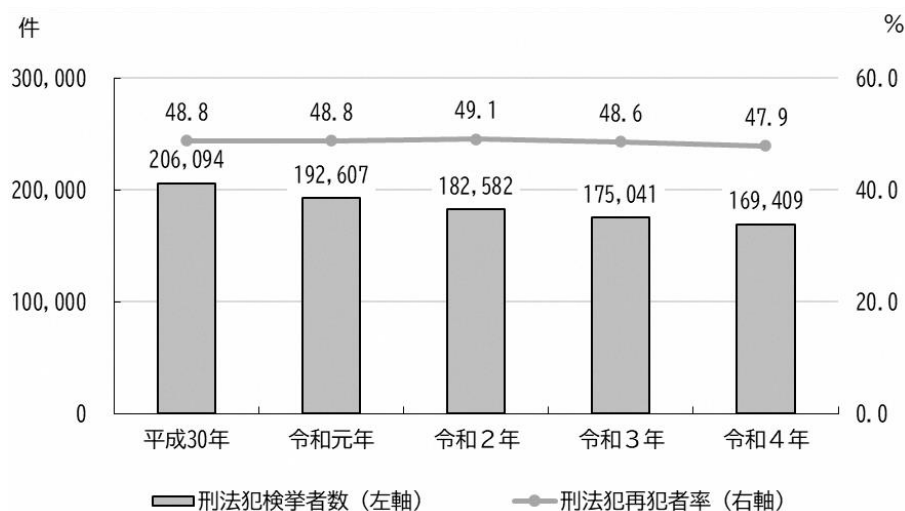
出典：東久留米市社会福祉協議会

▼田無警察署管内の刑法犯件数



出典：田無警察署「過去5年間の刑法犯の推移」

▼刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）



注1 警察庁・犯罪統計による。

2 「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。

出典：法務省「令和5年版再犯防止推進白書」

(下記を掲載予定)

東久留米市社会福祉審議会条例

東久留米市社会福祉審議会委員名簿

諮問書、答申書

東久留米市地域福祉計画検討委員会設置要綱

東久留米市地域福祉計画検討委員会委員名簿

計画の策定経過